

2012年度秋学期 財務会計

【第1回】 財務会計の機能(Ⅰ)

経済学部 山根陽一

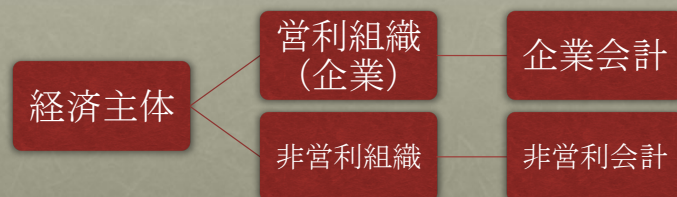
1-1. 会計の意義と領域 1-1-1. 会計の意義

- 会計(accounting)
 - ある特定の経済主体の経済活動を、貨幣額などを用いて計数的に測定し、その結果を報告書にまとめて利害関係者に伝達するためのシステム



1-1. 会計の意義と領域 1-1-2. 会計の領域

- 会計学
 - 経済活動の測定および結果の伝達から成る会計システムと、伝達によって生じる経済的な影響を、その研究対象とする学問
- 会計の領域



1-1. 会計の意義と領域 1-1-2. 会計の領域

- 企業会計と非営利会計の共通の目的
 - 会計の記録を利用して金銭や物品の管理を行う点
 - 会計記録を資産を保全するのに役立つ
 - 状況を資金提供社に報告するのに利用する
- 企業会計の特徴
 - 企業の目的: 利益の獲得
 - 営利活動の結果としての利益状態を明らかにすること
→ 会計は利益の計算が企業の主目的



1-1. 会計の意義と領域

1-1-2. 会計の領域

- 管理会計
 - 企業内部の各階層の経営管理者のために、企業の経済活動を測定し伝達する会計 (**内部報告会計**)
 - 製造部門管理者
 - 原価削減のためのコスト内訳や操業度の情報 (記録)
 - 販売部門管理者
 - 売価の設定等のための原価や販売費の情報 (記録)
 - 財務管理者
 - 資金調達の有無や余剰資金の運用のための資金収支の情報 (記録)
 - 内容
 - 企業の特性や経営戦略によって多様であり、**経営者自らが必要に応じて決定するもの**

1-1. 会計の意義と領域

1-1-2. 会計の領域

- 財務会計
 - 企業外部の利害関係者を会計報告書の受け手として行う会計 (**外部報告会計**)
- 企業を取り巻く多様な**利害関係者**
 - 出資者
 - 資金提供者として企業の収益力
 - 債権者
 - 債権の元本と利子についての企業の支払能力
 - 従業員
 - 給与や労働条件に関して企業の収益力や生産性
 - 賞与や退職金についての企業の支払能力
 - 取引先 (仕入先・顧客等)
 - 代金回収の企業の支払能力や取引価格等にかかる企業の収益力
 - 政府機関
 - 税金の徴収、補助金の交付、行政指導のための企業の財務内容

1-1. 会計の意義と領域

1-1-3. 財務諸表

- 強力な利害関係をもつ利害関係者
 - 資金提供者である**出資者**と**債権者**
 - 利害関係者が必要とする多くの情報は出資者と債権者と共通
→出資者と債権者の関心を中心とした会計報告書を作成
- 貸借対照表 (B/S: balance sheet)
 - ストックの金額を対象表示

資産 (投下された資金の状態)	負債 (債権者から借入)
	資本 (出資者の拠出)

1-1. 会計の意義と領域

1-1-3. 財務諸表

- 損益計算書 (P/L: profit and loss statement, income statement)
 - 売上等の収益と、それを獲得するために費やされた費用を対比し、その差額として純利益を明らかにする
 - フロー項目を集計して作成

費用 (成果のための努力・犠牲)	収益 (経済活動の成果)
利益	

1-1. 会計の意義と領域

1-1-3. 財務諸表

- P/Lで算出された純利益は、資本の増殖分として、出資者に帰属する



- 財務諸表 (financial statements)
 - B/S、P/L、その他の書類も合わせた一組の会計報告書

1-2. 財務会計の機能

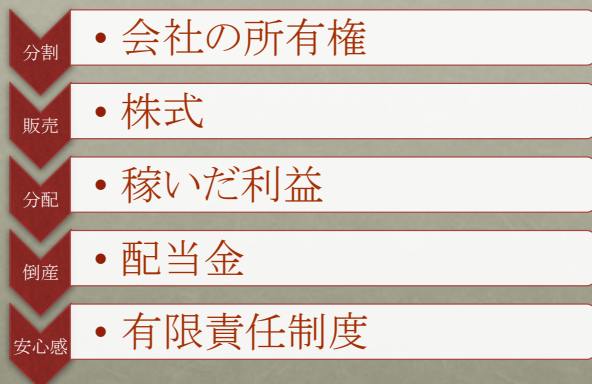
1-2-1. 株式会社制度の特徴

- 企業
 - 形態面: 個人企業、会社
 - 会社法: 合名会社、合資会社、合同会社、株式会社
- 株式会社
 - 株式会社の利点: 資本調達
 - 企業所有権の分割のよって、多数の出資者を募れる
 - 出資者の責任が出資額を限度とする**有限責任**である
 - 企業の拡大には、事業主とは人間関係のない人々からも出資を求めなければならない(株式会社制度で可能)

1-2. 財務会計の機能

1-2-1. 株式会社制度の特徴

- 株式会社制度



1-2. 財務会計の機能

1-2-2. 私的利害の調整機能

- 利害対立の可能性
 - 株主
 - 経営陣の業務執行の誠実性に関して不信をいだく可能性
 - 経営者と株主の間に利害対立
 - 債権者
 - 株主に比べ債権者の立場が相対的に不利である状況
 - 株主と債権者の間に利害対立
- ⇒ 財務会計の利益計算とその報告を利用
(利害調整機能)

1-2. 財務会計の機能

1-2-2. 私的利害の調整機能

- 株主と経営者(エイジェンシー関係)
 - 株主(委託者:principal)
 - 自己の所有する資金の管理と運用を委託する者
 - 経営者(受託者:agent)
 - 資金の管理・運用の権限委譲を受けて株主の利益のために行動する受託者
- 受託責任(stewardship)
 - 委託された資金を誠実に管理するだけでなく、株主の最大利益に合致するよう自己の全能力を投入して経営活動を行う責任

1-2. 財務会計の機能

1-2-2. 私的利害の調整機能

- 経営者が受託責任を常に誠実に遂行するとは限らない
 - 株主の利益よりも自己の個人的利益を優先させるかもしれない
 - 過大な交際費
 - 企業資産の私物化
 - 労力や精神的負担を惜しんで最善の投資を行わない
 - 心理的コストからの新規投資機会に挑戦せず、利益を逸する
- 対立の解消するためには人為的メカニズムが必要
⇒ 経営者からの株主への会計報告

1-2. 財務会計の機能

1-2-2. 私的利害の調整機能

- 経営者
 - 誠実に行動したことを伝達する手段
 - 株主
 - 資金管理の誠実性と資金運用能力の判断手段
- ※ 不適切であった場合
- 株主総会で議決権を行使して経営者の解任や不再選
- 会計責任(accountability)
 - 経営者が株主に対して会計報告を行うべき責任

1-2. 財務会計の機能

1-2-2. 私的利害の調整機能

- 株主と債権者
 - 共通点:企業に対する資金提供者
 - 差異:資金提供の見返りとしての権利

株主

- 経営上の意思決定に参加
※配当金の決定含む
- 多額の配当金や社内留保額の持分を取得
- 倒産時は自己の出資額を限度とした有限責任

債権者

- 経営意思決定には参加できない
- 利子としての報酬額の上限が固定
- 倒産時は元金が回収できない危険

1-2. 財務会計の機能

1-2-2. 私的利害の調整機能

例) 株主: 多額の配当などで企業価値を低下するような決議

→ 債権者の権利は著しく害される

⇒ 企業資産の社外流出を制限するメカニズムの設定

- 配当金額の制限(会社法第461条)
 - 株主から拠出を受けた資本を維持した上での余剰分として、過去から現在まで蓄積された利益の金額を基本
- 法的制限や私的な契約を遵守していることを明らかにする
⇒ 会計報告

復習

1. 次の文章は何を指していますか？
 - ある特定の経済主体の経済活動を、貨幣額などを用いて計数的に測定し、その結果を報告書にまとめて利害関係社に伝達するためのシステム
2. 次の文章が指す会計領域は()報告会計とも呼ばれます。
 - 最高経営者を頂点とする企業内部の各階層の経営管理者のために、企業の経済活動を測定し伝達する会計である。
3. 次の文章が指す会計領域は()報告会計とも呼ばれます。
 - 企業外部の利害関係者を会計報告書の受け手として行う会計である。

復習

4. 企業の利害関係者のうちでも、強力な利害関係を有するのは誰ですか？二者を挙げてください。
5. 財務会計の利益計算とその報告を利用して果たされる上記4.と関連した機能を1つ挙げてください。
6. 次の()に入る用語は？
 - ()は、自己の所有する資金の管理と運用を委託する者(委託者)である。
 - ()は、資金の管理・運用を権限委譲を受けて株主の利益のために行動する受託者である。
 - 上記のような委託者と受託者との関係を()関係という。

復習

7. 次の()に入る用語は？
 - 委託された資金を誠実に管理するだけでなく、株主の最大利益に合致するよう自己の全能力を投入して経営活動を行う責任を()責任と呼ぶ。
 - 経営者が株主に対して会計報告を行うべき責任を()責任と呼ぶ。
8. 株主は経営者以外に誰と利害が対立しますか？また、株主と資金提供の見返りとしての権利にどのような違いがあるのか、経営意思決定、報酬額、倒産時の3つの観点から述べてください。最後にその利害対立の解決策として生まれた制度を一つ挙げてください。

2012年度秋学期 財務会計

【第2回】

財務会計の機能(Ⅱ)・財務会計の制度(Ⅰ)

経済学部 山根陽一

- 証券市場の発達
 - 会計報告に対する株主の需要を変化させた
 - 株式所有の分散
 - 個々の株主の影響力の低下
 - 経営者を解任するのが困難
 - 保有する株式を市場で転売
 - 経営者の人選や経営意思決定への参加より、株式投資から得られる利益に関心
 - 受託責任の遂行状況の評価 → 投資意思決定のための情報
- 財務会計:利害調整機能+α
 - 経済社会全体に影響を及ぼすような、公的な機能
- 情報提供機能**
 - 投資者に対して、証券投資の意思決定に役立つ情報を提供して彼らを保護することによって、証券市場がその機能を円滑に遂行できるようにするという役割

1-2.財務会計の機能

1-2-3.証券市場への情報提供機能 2

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

2012/10/05

- 証券市場の発達
 - 容易に株主や債権者に成ることを可能
 - 潜在的な人々も会計報告書の重要な受け手として認識
 - 利害関係のない受け手にはもっぱら投資意思決定のための情報
- 投資者**(investor):証券投資を行う既存・潜在的な株主・債権者
 - 経済全体のなかで果たす役割が思想的に重要
 - 情報要求に応えることが社会的にも不可欠な要請
- 証券市場
 - 発行市場**
 - 資金調達のために証券を投資者に販売する市場
 - 流通市場**
 - 発行された証券が投資者間で売買される市場

1-2.財務会計の機能

1-2-3.証券市場への情報提供機能 3

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

2012/10/05

- 流通市場で形成された証券価格
 - 発行市場で新たに発行される証券の発行条件を左右
 - 投資者の行動は、経済全体の資金配分に重要な影響
 - 投資者の情報要求に応えること
 - 市場メカニズムを利用した効率的な資金配分の促進
 - 証券の発行企業からの投資者への情報提供が不十分
 - 証券市場がうまく機能しない
 - 市場で取引される財貨の品質について、売り手が買い手に対し積極的な情報提供をしない
 - 市場は崩壊してしまう
- 例) 中古自動車市場 ※有価証券も同じ
- 一部に欠陥品がある → 売手は知っているが買手は知らない
 - 良い中古車を出しても信用されないので安い値段でしか買わない
 - 良い中古車の持ち主は売りに出さなくなる → 欠陥車ばかりになる → 誰も買わない → 崩壊

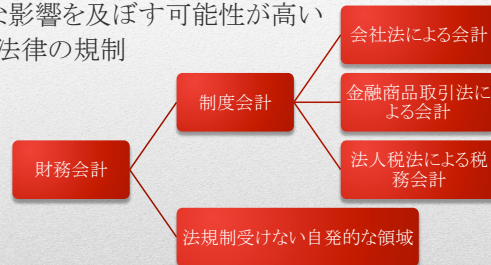
1-2.財務会計の機能

1-2-3.証券市場への情報提供機能 4

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

2012/10/05

- ・ 財務会計
 - ・ 元来、法律の有無にかかわらず、自然発生的に実施
 - ・ 企業外部に存在する多種多様で無数の利害関係者に重大な影響を及ぼす可能性が高い
 - 法律の規制



1-3.企業会計への法規制

1-3-1.制度会計

5

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

2012/10/05

- ・ **制度会計**
 - ・ 法規制に準拠して行われる会計
 - ・ 根拠となる法律の違いにより3つに分類
- ・ 制度会計以外の財務会計
 - ・ 法規制を受けずに企業が自発的に実施する会計領域
 - ・ 物価変動会計
 - ・ インフレーションが企業経営に及ぼした影響の計測
 - ・ 社会責任会計
 - ・ 自然環境保護・地域社会貢献などの程度を計測
 - ・ 法律の枠組みを超えて積極的な情報提供を通じて利害関係者との良好な関係を樹立する目的
- ・ **インベスター・リレーションズ** (IR: investor relations)
 - ・ 投資者を対象にして企業が行う財務広報活動

1-3.企業会計への法規制

1-3-1.制度会計

6

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

2012/10/05

-
- ```

graph LR
 A[法律] --- B[私法]
 A --- C[公法]
 B --- D[民法、商法、会社法、等]
 C --- E[憲法、法人税法、金融商品取引法、等]

```
- ・ 私法
    - ・ 個々の経済主体の利益を基礎として、これらの相互間の利益の調整をはかることを目的とする種類の法律
  - ・ 公法
    - ・ 国民経済全体の利益を促進するために、個々の経済主体の利益を超えた全体的な調和を図ることを目的とする種類の法律
  - ・ 会社法
    - ・ 企業をめぐる個々の経済主体の相互間の利益の調整を目的
      - ・ 経営者・株主・債権者の間に存在する利害対立関係の調整(利害調整機能)
    - ・ 第二編第五章「計算等」(431～465条)
      - ・ 株式会社の会計を規定
      - ・ 各種の会計書類の作成を義務付け

## 1-3.企業会計への法規制

### 1-3-2.会社法による会計

7

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

2012/10/05

- ・ 会計書類の取扱(会社法)



## 1-3.企業会計への法規制

### 1-3-3.株式会社の統治制度と会計

8

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

2012/10/05

- 会社の規模(資本金と負債の金額)
  - **大会社**
    - 資本金5億円以上、または負債200億円以上
  - 中小会社
    - 資本金5億円未満かつ負債200億円未満
- 公開・非公開(株式譲渡制限の有無)
  - **公開会社**
    - 譲渡制限を課さない株式を少なくとも一種以上発行している会社
  - **非公開会社(株式譲渡制限会社)**
    - 株式について、他人への譲渡に先立って会社の承認を要するという制限を課している会社
- 経済社会で大きな役割
  - 大会社の公開会社

## 1-3.企業会計への法規制

### 1-3-3.株式会社の統治制度と会計 9

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

2012/10/05

- 大会社たる公開会社の統治制度

#### • 監査役会設置会社



## 1-3.企業会計への法規制

### 1-3-3.株式会社の統治制度と会計 10

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

2012/10/05

- **取締役会**
  - 株主総会で選任された取締役(任期:2年)で構成される
  - 会社の業務執行に関する意思決定を行う
  - 代表取締役の選任と業務執行の監督を行う
- 代表取締役
  - 取締役会で選任される
  - 会社を代表して業務を執行
- **監査役会**
  - 株主総会で選任された監査役(任期:4年)で構成
  - 取締役および代表取締役の業務執行を監査
- 大会社は監査役以外に**会計監査人**(公認会計士または監査法人、任期:1年)による会計監査が義務付けられている。

## 1-3.企業会計への法規制

### 1-3-3.株式会社の統治制度と会計 11

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

2012/10/05

- 大会社たる公開会社の統治制度

#### • 委員会設置会社



## 1-3.企業会計への法規制

### 1-3-3.株式会社の統治制度と会計 12

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

2012/10/05



- ・ 監査委員会・指名委員会・報酬委員会(監査役:廃止)
  - ・ 社外取締役を過半数とする3人以上の取締役で構成
- ・ 監査委員会
  - ・ 取締役と執行役の職務の監査、会計監査人の選任
- ・ 指名委員会
  - ・ 株主総会に提案する取締役候補を決める
- ・ 報酬委員会
  - ・ 取締役(任期:1年)と執行役(任期:1年)の報酬を決める
- ・ **執行役**および代表執行役
  - ・ 指名委員会により選任
  - ・ 会社の業務執行を担当
- ・ 取締役会
  - ・ 執行役を監督する機能に集中

## 1-3.企業会計への法規制

### 1-3-3.株式会社の統治制度と会計 13

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

2012/10/05

- ・ 会社法上の会計報告書:**計算書類**
- ・ 株主の権利
  - ・ 経営者からの会計報告を通じて保護(会社法437条)
- ・ 作成と報告

会社法の関連条文

会社法施行規則(法務省令)

会社計算規則(法務省令)

電子広告規則(法務省令)

## 1-3.企業会計への法規制

### 1-3-3.株式会社の統治制度と会計 14

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

2012/10/05

- ・ 債権者の権利
  - ・ 会社の資本充実原則を通じて保護
- ・ 債権者の権利を保障するもの
  - 会社の純資産だけ
- ・ 会社計算規則
  - ・ 資産および負債の範囲と評価基準を規定(純資産額の算定)
    - ・ 維持すべき資本部分を厳格に定義
    - ・ 株主への配当として分配することを禁止

## 1-3.企業会計への法規制

### 1-3-3.株式会社の統治制度と会計 15

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

2012/10/05

- ・ 金融商品取引法1条
  - ・ 「この法律は、(中略)有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。」
  - ・ 企業が投資者への情報提供のために作成・開示すべき書類を規定(財務諸表が主要な部分)
- ・ 証券市場に対する情報提供機能
  - ・ 金融商品取引法のもとで行われる財務報告を通じて遂行
- ・ 金融商品取引法に基づいて行われる企業の財務情報の公表制度
  - ・ **企業内容開示制度、ディスクロージャー制度**(disclosure)

## 1-3.企業会計への法規制

### 1-3-4.金融商品取引法による会計 16

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

2012/10/05

- 発行市場でのディスクロージャー制度

1億円以上の有価証券を不特定多数の  
投資者に販売することにより資金調達

有価証券届出書

目論見書

- 有価証券届出書
  - 企業が金融庁に提出
  - 投資者を中心とする一般公衆が希望により閲覧できる書類
- 目論見書
  - 発行される証券を取得しようとする投資者に対して直接交付される書類
- 大半はF/Sを中心とする会計情報と監査報告書

## 1-3.企業会計への法規制

### 1-3-4.金融商品取引法による会計 17

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

2012/10/05

- 流通市場でのディスクロージャー制度
  - a) 毎決算期ごとに有価証券報告書
  - b) 3ヶ月ごとの四半期報告書
  - c) 臨時報告書
- 有価証券報告書(年次決算日から3ヶ月以内に提出)
  - 財務諸表、連結財務諸表、監査報告書
- 四半期報告書(各四半期末から45日以内に提出)
  - 四半期財務諸表、四半期連結財務諸表、四半期レビュー報告書
- 臨時報告書
  - 臨時的に発生した重要事象に関して作成される報告書

## 1-3.企業会計への法規制

### 1-3-4.金融商品取引法による会計 18

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

2012/10/05

- 従来:紙ベース → 現在:EDINET  
(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)
  - 誰でもインターネット上で提出書類を閲覧
- 会計処理・表示・監査において準拠すべき基準
  - 会計処理
    - 「**企業会計原則**」「**企業会計基準**」など
  - F/Sの表示
    - 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(内閣府令):**財務諸表規則**」
  - 監査の基準
    - 「**監査基準**」

## 1-3.企業会計への法規制

### 1-3-4.金融商品取引法による会計 19

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

2012/10/05

- 証券投資を行う既存・潜在的な株主・債権者のことを何と呼びますか？
- 財務会計の2つの機能のうち、利害調整機能ともうひとつは？
- 財務会計のうち、法規制に準拠して行われる会計を何と呼びますか？
- 法律の枠組みを超えて、企業が投資者に対して行う財務広報活動のことを何と呼びますか？
- 企業をめぐる個々の経済主体の相互間の利益を調整(利害調整)を目的として会計規定を置く法律は何ですか？

## 復習

20

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

2012/10/05



6. 次の( )に入る数字は？

- 会社法における大会社とは、資本金( )億円以上、または負債( )億円以上を指す。

7. 大会社たる公開会社の統治制度には次の2つが存在します。それぞれの名称は？

- ① 株主総会で選任された監査役で構成される監査役会が、取締役および代表取締役の業務執行を監査する会社
- ② 取締役会内に社外取締役を過半とする3つの委員会を設置し、取締役は執行役を監督する機能に集中する会社

8. 上記7. ②における3つの委員会の名称は？

9. 会社法上の会計報告書は何と呼ばれますか？

## 復習

21

10. 企業が投資者への情報提供のために作成・開示すべき書類を規定する法律は？

11. 上記10.の法律で行われる企業財務情報の公開制度を何と呼びますか？

12. 流通市場で公表が義務付けられている3つの報告書の名称は？

## 復習

22

# \*2012年度秋学期 財務会計

【第3回】

財務会計の制度（Ⅱ）、利益計算の仕組み（Ⅰ）

経済学部 山根陽一

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

1

2012/10/12

## \*税務会計

\*法人税＝課税所得×税率

\*課税所得を計算するための会計

\*財務諸表の作成と報告を目的とした会計ではない  
→ 財務会計論の領域では詳細には取扱わない

\*税法の規定

\*企業の会計実務に極めて大きな影響を及ぼしている

\***課税所得** = 益金 - 損金

※ 当期純利益 = 収益 - 費用

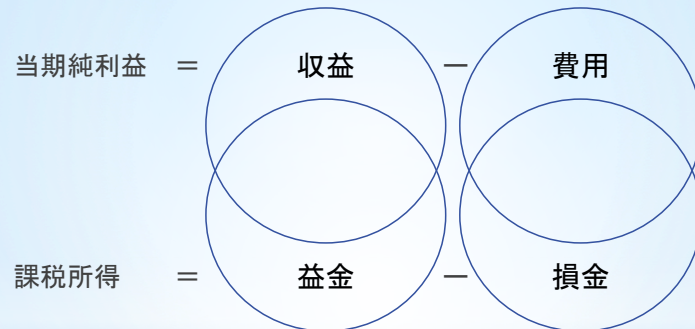
## \*1-3.企業会計への法規制 1-3-5.法人税法による税務会計

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

2

2012/10/12

\*税法の企業観や国の租税政策によって、P/L上の収益・費用とは異なる



## \*1-3.企業会計への法規制 1-3-5.法人税法による税務会計

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

3

2012/10/12

## \***益金**（≡収益）

\*例）受取配当金

\*P/L上の収益であるが、配当金は他企業の課税後の利益を分配  
→ 課税を受けた利益に対し、再び課税すると二重課税になる  
→ 受取配当金は益金不算入

## \***損金**（≡費用）

\*例）交際費

\*P/L上の費用であるが、損金としてしまうと税金逃れを助長  
→ また健全な取引慣行を確立する目的から限度額を設定  
→ 限度額を超える交際費は損金不算入

## \*1-3.企業会計への法規制 1-3-5.法人税法による税務会計

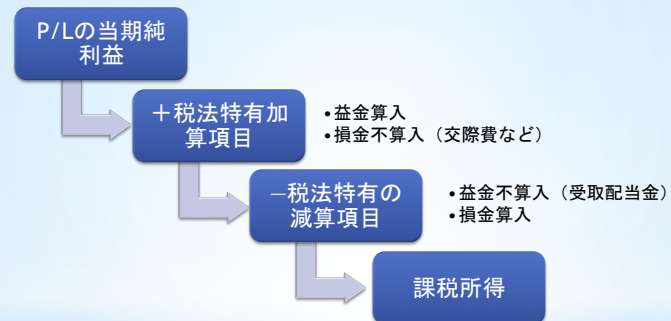
(C) YAMANE Yoichi All right reserved

4

2012/10/12



### \* 課税所得の計算方法



## \* 1-3. 企業会計への法規制 1-3-5. 法人税法による税務会計

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

5

2012/10/12

### \* 確定決算主義

- \* 課税所得の計算は、株主総会で報告または承認されたP/Lに記載された当期純利益を基礎として計算される
- \* P/Lにおいて費用・損失として計上されていなければ、税務会計上も損金として認めない
- \* 税金を削減するため
  - \* 税法の規定する計算方式を採用して、できるだけ多くの費用を計上 (逆基準性)
- \* 税法の規定
  - \* 納税者の公平を確保
    - \* 益金や損金の算定に機械的な計算式を多く提示 (経理コストの節約)
- \* 税法と異なる計算方式も可能
  - \* 2重の計算、税効果会計の適用で現実的ではない

## \* 1-3. 企業会計への法規制 1-3-5. 法人税法による税務会計

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

6

2012/10/12

### 経済活動



### \* 企業

- \* 資本主からの出資によって成立

- \* +α 銀行からの借入金

### \* 資本 (capital: 自己資本)

- \* 資本主が出資した資金

### \* 負債 (liability: 他人資本)

- \* 銀行等の債権者から調達された資金

### \* 資産 (asset)

- \* 調達した資金を投下して、経営活動に必要なモノを購入

## \* 2-1. 企業活動と財務諸表

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

7

2012/10/12

### \* 企業活動の例

1. 資本主から300万円の出資で設立
2. 銀行から200万円を借入れ、合計500万円を資金調達
3. 400万の現金を投下して商品を仕入
4. 商品400万円のうち250万円分を300万円で掛売り



## \* 2-1. 企業活動と財務諸表

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

8

2012/10/12

\*B/SとP/Lの2つのF/Sを用いて要約することが可能

\*貸借対照表：次の2つを左右に対象表示したもの

a) 資金の調達源泉（右側：貸方）

\* 資金がどのような源泉から調達されているか

b) 資金の運用形態（左側：借方）

\* 資金がどのような資産へ投下されているか

\*資産 = 負債 + 資本

（貸借対照表等式）

資金  
の  
運  
用  
形  
態

|    |    |
|----|----|
| 資産 | 負債 |
|    | 資本 |

資金  
の  
調  
達  
源  
泉

## \*2-1.企業活動と財務諸表

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

9

2012/10/12

\*利益（earnings, income, profit）

\* 資本金に記載 Because、最終的に出資者に帰属

\* 出資者に帰属する資本

期首：300万円 ⇒ 期末：350万円（50万円増殖）

| 期首        |            | 商品仕入時点    |            | 期末         |            |
|-----------|------------|-----------|------------|------------|------------|
| 現金<br>500 | 借入金<br>200 | 現金<br>100 | 借入金<br>200 | 現金<br>100  | 借入金<br>200 |
|           | 資本金<br>300 | 商品<br>400 | 資本金<br>300 | 売掛金<br>300 | 資本金<br>300 |
|           |            |           |            | 商品<br>150  | 利益50       |

## \*2-1.企業活動と財務諸表

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

10

2012/10/12

\*損益計算書

\* 自己資本の増殖分の原因を明らかにする

\*増殖分である利益50万円の源泉

\* 引渡した商品の原価250万円と売上代金300万円の差額

\* 原価250円（費用）で売上300万円（収益）で差額50万円（利益）

\*収益（revenue）（右側：貸方）

\* 営業活動によって達成された成果

\*費用（expense）（左側：借方）

\* 成果を得るために費やされた努力

営  
業  
活  
動  
で  
の  
努  
力

|           |           |
|-----------|-----------|
| 費用<br>250 | 収益<br>300 |
| 利益50      |           |

営  
業  
活  
動  
の  
成  
果

## \*2-1.企業活動と財務諸表

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

11

2012/10/12

期首

B/S

|              |              |
|--------------|--------------|
| 資金<br>投<br>下 | 資金<br>調<br>達 |
|--------------|--------------|

P/L

|                  |
|------------------|
| 営<br>業<br>活<br>動 |
|------------------|

期末

B/S

|              |              |
|--------------|--------------|
| 資金<br>投<br>下 | 資金<br>調<br>達 |
|--------------|--------------|

\* 期首B/S

\* 期首時点での資金調達と資金投下の状態を対象表示

\* P/L

\* 期首から期末にいたる期間中の営業活動から得られた利益を算定

\* 期末B/S

\* 期末時点での資金調達と資金投下の状態を対象表示

\* B/S中心に見ると

\* P/Lは期首と期末のB/Sに記載された自己資本の変化の原因を表している

\* P/L中心に見ると

\* B/Sは次期に繰越されるストック項目を列挙したもの

\* 当期と次期のP/Lをつなぐ連結環

## \*2-1.企業活動と財務諸表

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

12

2012/10/12



\* 企業活動

- \* 量的に膨大、かつ内容も多様 → F/Sに要約するためには  
⇒ 体系的かつ機械的な方法が必要

\* 複式簿記 (double entry bookkeeping)

- \* 取引の影響を二面的に把握し記録する帳簿記入方式

\* 取引 (transaction)

- \* 企業の経済活動や事象のうち、企業の資産・負債・資本に影響を及ぼす出来事

\* 例) 現金を支払って商品を仕入れるという活動

- \* 一つの取引
- \* 商品という資産の増加 & 現金という資産の減少 (2通りの影響)

## \* 2-2.複式簿記の構造

### 2-2-1.取引

\* 簿記上の取引

- a) その事実がすでに発生している
  - b) 企業の資産・負債・資本に影響を及ぼす
  - c) その影響が合理的な正確度で金額的に測定できる
- ※ 日常用語の取引と必ずしも一致しない

\* 例1) 不動産の賃貸借契約の締結 (日常用語では取引)

- \* 不動産の所有権は移転していないため、企業の資産・負債・資本に影響を及ぼしていない
- 簿記上の取引に該当しない

\* 例2) 火災や盗難 (日常用語では取引ではない)

- \* 資産の減少をもたらす
- 簿記上の取引

\* 複式簿記を用いたF/Sの作成

- \* 識別された個々の取引の影響を二面的に分析した記録を累計

## \* 2-2.複式簿記の構造

### 2-2-1.取引

\* P26,27: 設例の1~9の取引

- \* 取引の分析 → 図表2-6

- \* 個々のすべて左辺と右辺が等しい  
→ (B/S等式の均等関係が成立)

\* B/Sの作成

- \* 図表2-6の最終行に示された資産・負債・資本の各項目を対象表示

\* P/Lの作成

- \* 図表2-6の資本金の列に記入された収益と費用の項目

## \* 2-2.複式簿記の構造

### 2-2-2.取引の二面的影響の分析

\* 企業活動

- \* 資産や負債などの種類が極めて多様
- \* 取引の反復回数も膨大

\* B/S等式を展開した分析表 (図表2-6) は実践的ではない

- 仕訳帳や元帳を利用して取引の記録と集計



## \* 2-2.複式簿記の構造

### 2-2-3.取引の記録と集計

### 1) 仕訳帳

- \* **仕訳** (journalizing)
  - \* 二面的な影響を左右に分けて記録
- \* **仕訳帳** (journal)
  - \* 仕訳を記入する帳簿
- \* **借方** (debit)、**貸方** (credit)

#### \* B/S等式の展開

- \* 資産 = 負債 + 資本金 + 利益
- \* = 負債 + 資本金 + (収益 - 費用)
- \* 資産 + 費用 = 負債 + 資本金 + 収益

#### \* 仕訳のルール (図表2-8)

#### \* 貸借平均の原理

- \* 借方項目と貸方項目は必ず同額になる

| 資産 | 負債   |
|----|------|
|    | 資本金  |
|    | (利益) |
| 費用 | 収益   |

## \* 2-2.複式簿記の構造

### 2-2-3.取引の記録と集計

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

17

2012/10/12

#### \* 仕訳 (例: 図表2-9)

##### \* 開始記入

- \* 期首の繰越金額に関する仕訳帳の記入

##### \* 期中仕訳

- \* 取引発生順に記載

⇒ すべての取引

- \* 仕訳の形で記録、取引発生順のデータベースが形成

### 2) 元帳への転記 (例: 図表2-10)

#### \* 勘定 (account)

- \* 分類集計のために、資産や負債などの項目別に設定

#### \* 元帳 (ledger)

- \* すべての勘定を収容した帳簿

#### \* 転記 (posting)

- \* 仕訳帳に記録された事項を、元帳の勘定に写しかえる作業
- \* 取引発生順のデータベースを、取引によって影響を受ける項目別のデータベースに組替える作業

## \* 2-2.複式簿記の構造

### 2-2-3.取引の記録と集計

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

18

2012/10/12

### 3) 試算表による検証 (例: 図表2-10)

#### \* 試算表 (trial balance)

- \* 転記の手続が正確に行われていたことを確かめるために、元帳のすべての金額を集計して作成する

##### ① 合計試算表

- \* 元帳の各勘定口座の借方合計と貸方合計を集めて作成

##### ② 残高試算表

- \* 勘定ごとに借方と貸方の金額を相殺した後の残高だけを集めて集計

##### ③ 合計残高試算表

- \* ①と②を結合

#### \* 複式簿記の自己検証機能

- \* 貸借の合計金額に不一致が生じている場合、転記が正しく行われなかった証拠
- \* 試算表を利用して、記帳手続の正確性を点検する仕組み

## \* 2-2.複式簿記の構造

### 2-2-3.取引の記録と集計

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

19

2012/10/12

1. 法人税の金額は何に税率を乗じて求める?

2. 上記1. を導きだす次の式の ( ) に入るものは?

\* 上記1. = ( ) - ( )

3. 上記1. の計算は、株主総会で報告または承認されたP/Lに記載された当期純利益を基礎として計算されるが、その制度のことを何とよぶ?

4. 貸借対照表等式を教えてください。

5. 借方項目と貸方項目が必ず同額になる原理を何とよぶ?

6. 転記は何のために行うのか教えてください。

7. 試算表は何のために作成するのか教えてください。

## \* 復習

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

20

2012/10/12



# 2012年度秋学期 財務会計

【第4回】

利益計算の仕組み(Ⅱ)、会計理論と会計基準(Ⅰ)

経済学部 山根陽一

2012年 10月 19日  
(C) YAMANE Yoichi All right reserved

1

## 2-2.複式簿記の構造 2-2-4.決算と財務諸表の誘導

- ・ 決算整理仕訳
  - ・ 仕訳帳に決算日の日付で記入 → 元帳へ転記
    - ・ 元帳の各勘定の残高金額
    - ・ 決算日現在の経済的事実を正しく反映
  - ・ ⇒ P/L、B/Sを作成
- ・ 精算表(working sheet)
  - ・ 残高試算表から決算整理を経てF/Sを迅速に導出できる表
  - ① 前T/Bのa/c科目別の残高を精算表の残高試算表欄に写しかえる
  - ② 整理記入欄に決算整理仕訳の金額を記入
  - ③ 収益・費用a/cはP/L欄、資産・負債・資本a/cはB/S欄に金額を記入
  - ④ P/Lの借方と貸方の差額を当期純利益(当期純損失)に記入し、貸借を一致させる
  - ⑤ 当期純利益(当期純損失)を自己資本の増加(減少)として、貸方(借方)に記入し、貸借を一致させる

2012年 10月 19日  
(C) YAMANE Yoichi All right reserved

3

## 2-2.複式簿記の構造 2-2-4.決算と財務諸表の誘導

- ・ 一期間中の取引に関する記録
  - ・ 物理的に知覚できる現象に着目して行われる
  - ⇒ 備品の使用に伴う価値の低下、借入金に対する利息の発生については記録されない
- 1. 決算整理(決算整理仕訳)
  - ・ 元帳の勘定残高を経済的事実と一致させるための調整
  - 例1) 備品の価値低下
    - ・ 備品を営業に使用 & 営業での使用に伴う価値の低下
    - ・ 営業収益を得るために備品を使用
    - ・ 費用の発生(減価償却費)
  - 例2) 借入金の利息
    - ・ 借入金は営業に投下されて売上収益の獲得に貢献
    - ・ 決算日までに発生した利息分を費用として計上

2012年 10月 19日  
(C) YAMANE Yoichi All right reserved

2

## 2-2.複式簿記の構造 2-2-4.決算と財務諸表の誘導

- 2. 帳簿決算
  - ・ 精算表は決算の仕組みを簡略に示すもの
    - ⇒ 正式の会計帳簿にも記載する必要
  - ・ 帳簿決算: 一期間の帳簿を締切ること
  - ① 損益勘定への振替
    - ・ 元帳の収益・費用a/cの残高を損益勘定に集合させる(&締切)
    - ・ 損益a/cの借方と貸方の差額を資本金a/cへ振替える
    - ※ 損益a/cからP/Lが作成される
  - ② 残高勘定への振替
    - ・ 元帳の資産・負債・資本a/cの残高を残高勘定に集合させる(&締切)
    - ※ 残高a/cからB/Sが作成される

2012年 10月 19日  
(C) YAMANE Yoichi All right reserved

4

## 2-2.複式簿記の構造

### 2-2-4.決算と財務諸表の誘導

- 大陸式決算
    - 残高a/cを設定して決算を行う方式
  - 英米式決算
    - 残高a/cの設定せず、元帳における資産・負債・資本の残高を集めて繰越試算表を作成し、各残高を次期に繰越す
    - ※ 繰越試算表がB/Sのもとになる
  - 3. 財務諸表の作成
    - 誘導法
      - 帳簿記録を基礎としてF/Sを作成し、そのなかで利益を算定する方法
    - 棚卸法
      - 決算日に資産と負債の実地調査をしてB/Sを作成し、一期間における純資産の増殖分として利益を計算する方法
      - ※ 利益の源泉を明らかにしたP/Lを作成することはできない
- ⇒ 誘導法の採用が不可欠

2012年 10月 19日  
(C) YAMANE Yoichi All right reserved

5

## 2-2.複式簿記の構造

### 2-2-4.決算と財務諸表の誘導

- 誘導法によるF/Sの作成
- P/L: **経営成績**(operating result)、**投資の成果**を表示
  - 金額だけではなく利益がどのようにして得られたのかを示す
    - 営業利益
      - 企業の主たる営業活動から得られた利益
    - 経常利益
      - 企業が毎期反復して営むような経常的活動から得られた利益
    - 当期純利益
      - 臨時的な損益を加減した最終的な利益
- B/S: **財政状態**(financial position)、**投資のポジション**を表示
  - 資金の調達源泉と運用形態を対照表示
    - 流動資産(current asset)・流動負債(current liability)
      - 相対的に短期間に換金・返済される資産・負債
    - 固定資産(fixed asset)・固定負債(fixed liability)
      - 上記以外の資産・負債
- 用語・様式のルール
  - 会社法: 会社計算規則
  - 金融商品取引法: 財務諸表規則

2012年 10月 19日  
(C) YAMANE Yoichi All right reserved

6

## 2-3.利益計算と財務諸表

### 2-3-1.損益法と財産法

- 当期純利益の計算方法
- 損益法
  - 収益 - 費用 = 利益 (損益法等式)
    - 資本を増加させる原因となる収益から、資本の減少をもたらす費用を控除する
  - 長所
    - 収益と費用の内訳表示を通じて、利益の発生源泉をも明らかにできる
  - 短所
    - 利益の裏付けとなる純財産の状況は示されない
- 財産法
  - 期末資本 - 期首資本 = 利益 (財産法等式)
    - 一期間における資本の増殖分をもって利益を計算
  - 長所
    - 財産的な裏付けを伴った数値
  - 短所
    - 利益の発生源泉は明らかにしていない

2012年 10月 19日  
(C) YAMANE Yoichi All right reserved

7

## 2-3.利益計算と財務諸表

### 2-3-1.損益法と財産法

- 発生源泉を明らかにし、純財産の裏付けを裏付けを伴った金額の算定  
P/Lに示された損益法 + B/Sを基礎とする財産法  
⇒ P/LとB/Sが利益額の決定に不可欠な基本F/Sと言われる所以
    - 両者は相互補完的な関係
  - どちらがよりいっそうの基本的概念かについての見解の対立
  - 収益費用観(収益費用アプローチ)
    - 収益・費用こそが中心概念であるとする見解
      - B/S: 収入・支出のうち収益・費用とならなかった部分を収容する集計表
  - 資産負債観(資産負債アプローチ)
    - 資産・負債を会計の基本概念とみる考え方
- ※ 伝統的な財務会計: 収益費用観に立脚して展開されてきた

2012年 10月 19日  
(C) YAMANE Yoichi All right reserved

8



## 2-3.利益計算と財務諸表

### 2-3-2.B/SとP/Lの関係

- **クリーン・サープラス(clean surplus)関係**
  - P/Lの利益 → B/Sの資本
  - 期間利益 = 資本の変化
- P/Lに計上されない項目の混入によって、資本(特に剰余金)が汚されていないということ
- **例) 其他有価証券の時価評価差額**
  - 全部資本直入法 or 部分資本直入法
    - 時価評価差額を直接資本に加算する会計処理
  - ⇒ B/Sの資本の増加額 ≠ P/Lの当期純利益
  - クリーン・サープラス関係を維持するには
    - 時価評価差額を利益計算に含めて当期純利益と合算した上で、資本に振替える
  - **その他の包括利益**
    - 取引を経て実現された利益ではないから、当期純利益と区別
  - **包括利益**
    - 当期純利益とその他包括利益で構成

2012年 10月 19日  
(C) YAMANE Yoichi All right reserved

9

## 3-1.会計基準の必要性

- **F/Sの作成**
  - 多くの場面で見積りや判断が必要
  - 恣意的な選択や会計処理
  - **利益操作のおそれ**
    - 利益捻出、利益圧縮
- **利益捻出の動機**
  - F/Sに示される経営成績や財政状態を良好に維持して、企業活動に必要な資金の調達(株式の時価発行、社債発行)を容易にすること
  - 経営能力のアピール(自己の地位の維持)、報酬増加
- **利益圧縮の動機**
  - 税金の節約(税法の許容する範囲内でできるだけ多くの費用を計上)
  - 得意先からの値下げ要求、仕入先からの値上げ要求、株主からの増配要求、従業員からの賃上げ要求の回避、政府からの補助金交付等

2012年 10月 19日  
(C) YAMANE Yoichi All right reserved

10

## 3-1.会計基準の必要性

- **会計処理を経営者の自由選択に任せてしまうと...**
  - 恣意的な会計処理を行い、自分に都合が良いように利益金額や財政状態を操作する危険が生じる
- **財務会計 ← 社会的に極めて大きな役割**
  - 機能を適切に果たすため
  - F/Sの作成と公表に際して準拠されるべき社会的な規範の設定
- ⇒ **会計基準**
  - 社会的な規範として形成
  - 「**一般に認められた会計原則**(GAAP: generally accepted accounting principles)」
- **会計基準の設定**
  - 会計処理の秩序を守らせ、適正なF/Sを作成させること
  - 監査人がF/Sの適正性について判断し意見を表明する場合の拠り所
  - 財務会計が利害調整機能や情報提供機能を円滑に遂行するために不可欠な前提条件

2012年 10月 19日  
(C) YAMANE Yoichi All right reserved

11

## 3-2.会計基準の設定と問題点

### 3-2-1.会計基準の設定

- **GAAPの設定は各国の経済的・社会的な背景によって多様**
- **1929年の株価大暴落(アメリカ)**
  - F/Sの公開制度が急速に整備
- **投資者保護と証券市場の円滑な運営**
  - 適正なF/Sを通じた企業情報の公開
  - + F/Sには公認会計士による監査が強制
  - 会計処理の適否を判断する場合の根拠として会計基準が必要
- → 公認会計士協会が会計基準の設定
- ⇒ 1974年～:財務会計基準審議会(FASB:Financial Accounting Standards Board)が「財務会計基準書(Statement of Financial Accounting Standards)」という名称で設定

2012年 10月 19日  
(C) YAMANE Yoichi All right reserved

12

## 3-2.会計基準の設定と問題点

### 3-2-1.会計基準の設定

- わが国の会計基準設定
  - 1930年代～
    - 第一次大戦後の経済不況を克服するための産業合理化を目的
  - 戦時中～
    - 政府による軍需品の買上げ価格を決定する起訴資料の作成を目的
  - 戦後～
    - 投資者保護を目的とするF/S公開制度の一環として会計基準が設定(アメリカを参考)
- 1949年:「**企業会計原則**」制定
  - 戦後の経済再建を目的として、外資の導入、企業の合理化、課税の公正化、証券投資の民主化、産業金融の適正化などを促進するため
  - 適正な会計処理を行ってF/Sを作成するための指針
  - CPAによるF/S監査の判断基準
    - 企業会計に関連する商法・会社法や税法などの法令の制定や改廃に際しても尊重

2012年 10月 19日  
(C) YAMANE Yoichi All right reserved

13

## 3-2.会計基準の設定と問題点

### 3-2-1.会計基準の設定

- **企業会計審議会**
  - 企業会計原則を管轄
  - 戦後から多くの会計基準を設定(P50,51参照)
  - 「○○に係る会計基準」
- **企業会計基準委員会**  
(ASBJ:Accounting Standards Board of Japan)
  - 会計基準は政府機関ではなく民間団体が設定すべきという国際動向によって2001年に設立
  - 2002年より多くの会計基準を設定(P51,52参照)
  - 「**企業会計基準**第○号」、「○○に関する会計基準」
  - 「企業会計基準適用指針」
  - 「実務対応報告」

2012年 10月 19日  
(C) YAMANE Yoichi All right reserved

14

## 3-2.会計基準の設定と問題点

### 3-2-1.会計基準の設定

- 世界共通の会計基準を樹立しようという試み
  - 会計基準が国ごとに相違すると、投資者による外国企業への証券投資や、企業による外国市場での資金調達の妨げ
- 1973年:主要国の職業会計人団体が集結して始動
  - 「**国際会計基準**(IAS:International Accounting Standards)
    - 国際会計基準委員会(IASC:International Accounting Standards Committee)
- 2001年:国際会計基準審議会(IASB)に改組
  - 「**国際財務報告基準**(IFRS:International Financial Reporting Standards)」
- 日本国内の会計基準の新設や改廃
  - 国際的な会計基準との整合性が重視
- **コンバージェンス**(convergence:共通化)
  - 国内基準と国際基準の主要な差異を調整することにより、どちらの基準に基づくF/Sを利用しても同一の意思決定結果に到達するレベルにまで、国内基準と国際基準を実質的に合致させること
- 2010年3月決算期の連結F/S
  - 国際基準を任意に適用することを許容(金融庁)

2012年 10月 19日  
(C) YAMANE Yoichi All right reserved

15

## 復習

1. 期中仕訳では不完全な記録を経済的事実と一致させるために決算時におこなう調整仕訳のことを何とよぶ?
2. 残高試算表から決算整理を経てF/Sを迅速に導出する表を何とよぶ?
3. 一会計期間の帳簿を締切のことを何とよぶ?また、その際に収益・費用a/cを集合させる勘定科目名と資産・負債・資本a/cを集合させる勘定科目名を教えてください。
4. 財務諸表を作成するには、帳簿記録を基礎として利益を算定する必要がありますが、その方法を何とよぶ?
5. 利益の計算方法を2つ教えてください。
6. 利益計算の等式を2つ教えてください。

2012年 10月 19日  
(C) YAMANE Yoichi All right reserved

16

## 復習

7. 会計学上、収益・費用と資産・負債のどちらが基本的概念かについて対立した見解がありますが、収益・費用こそが中心概念であるとする見解を何とよぶ？また、資産・負債を基本概念とみる考え方を何とよぶ？
8. P/Lに計上されない項目の混入によって、資本（特に剰余金）が汚されていないということを〇〇関係とよびます。
9. 取引を経て実現された利益でないため、当期純利益と区別される利益を何とよぶ？
10. 財務諸表を作成する際、経営者が利益操作するおそれがありますが、その利益操作には2種類あります。何と何ですか？
11. 現在、日本の会計基準を作成している機関名を教えてください。
12. 国内基準と国際基準の主要な差異を調整し、どちらの基準に基づくF/Sを利用しても同一の意思決定結果に到達するレベルまで合致させることを何とよぶ？



# 2012年度秋学期 財務会計

【第5回】

会計理論と会計基準（Ⅱ）

経済学部 山根陽一

2012/10/26

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

1

## 3-2.会計基準の設定と問題点 3-2-2.帰納的アプローチの問題点

- 演繹的アプローチ
  - 会計の前提となる仮定や会計の目的を最初に規定
    - 仮定や目的と最もうまく首尾一貫するように具体的な会計処理ルールを導き出す方法
- 帰納的アプローチ
  - 実際に行われている会計処理の諸方法を観察
    - 一般的または共通的なものを抽出
- わが国の企業会計基準
  - 「企業会計の実務の中に発達したものの中から、一般に公正妥当と認められるところを要約したもの」
  - 帰納的アプローチによって形成

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

2012/10/26

## 3-2.会計基準の設定と問題点 3-2-2.帰納的アプローチの問題点

- 帰納的アプローチ
  - 会計処理方法がすでに実務で広く普及した一般的なものから構成
  - 長所 → 遵守されやすい
  - 短所
    - 現状是認的なルールが形成されやすい
    - 現行の実務に問題があっても、それを改善するような会計基準は形成されにくい
      - 例)すでに複数の会計処理が存在した場合
        - → 並列的に是認されがち
      - 例)新種の取引や事象が発生した場合
        - → 会計処理の慣行が成熟していないため対応できない
    - 基準全体の整合性や首尾一貫性が確保される保証がない
      - 相互に矛盾をきたす恐れ

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

2012/10/26

## 3-2.会計基準の設定と問題点 3-2-2.帰納的アプローチの問題点

- 帰納的アプローチの欠点を補完
  - 会計基準を理論的に体系付けることが不可欠
- ⇒ 演繹的アプローチ
  - 会計公準論
    - 会計の前提となる諸仮定を会計公準として明らかにし、それと首尾一貫するような形で具体的な会計処理の基準を演繹
  - 概念フレームワーク
    - 財務会計の諸概念を規定したフレームワークを設定し、これと首尾一貫する具体的な会計基準の再構築

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

2012/10/26

## 3-3.演繹的アプローチの展開

### 3-3-1.会計公準論

- **会計公準** (accounting postulates)
  - 会計の理論的な基礎構造を構成する命題
  - 会計理論や実務の基礎をなす最も基本的な概念や前提事項 (当然の前提として是認される命題)
  - 1. 企業実体の公準
  - 2. 継続企業の公準
  - 3. 貨幣的測定の公準
  - ・ 形式的意味
    - ・ 会計記録や計算を成立させるための形式的な前提
  - ・ 実質の意味
    - ・ 経済的な実質を伴った仮定としての意味

## 3-3.演繹的アプローチの展開

### 3-3-1.会計公準論

- 1. **企業実体** (business entity) の公準 (会計単位の公準)
  - 「会計の計算は個々の企業実体を対象として行う」
  - 会計の対象範囲を形式的に特定するもの
- 会計を行うためには、
  - 対象となる組織や範囲を特定する必要
  - 出資者の個人的な財産や債務とは別に、企業の資産・負債・資本が識別される
- **会計主体論**
  - 会計上の判断やF/Sの作成を出資者と企業のいずれの観点から行うべきか
  - **資本主理論** (proprietary theory)
    - 企業は出資者の集合体であるとみて、出資者の観点から判断を行う
  - **企業主体理論** (entity theory)
    - 企業は出資者とは別個の独立した存在であるとみて、企業自体の観点から会計上の判断やF/Sの作成を行う

## 3-3.演繹的アプローチの展開

### 3-3-1.会計公準論

- 現行の株式会社会計 (×会社を株主の集合体)
  - P/L: 株主に帰属する利益が計算
  - B/S: 株主に帰属する金額だけが資本
- 現行の企業会計
  - 出資者とは区別された企業実体を対象 (企業実体の公準)
  - 会計上の判断は株主の観点 (資本主理論)
- 2. **継続企業** (going concern) の公準
  - 「会計の計算は期間を区切って行う」
    - 現代の企業: 解散を前提とせず、永遠に存続し成長することを前提
    - 人為的に区切られた期間: 会計期間、事業年度 (1年)
    - 1年の最後の時点: 期末、決算日
  - 形式的な意味
    - 継続する企業活動を1年ずつに区切って会計の計算を実行可能にする
  - 実質的な意味
    - 企業が通常は倒産しないものと仮定する

## 3-3.演繹的アプローチの展開

### 3-3-1.会計公準論

- 会計基準を正当化するための理論的根拠
  - 例) 減価償却の会計処理: 耐用年数の間は倒産しない
- 現実
  - 多額の損失計上、債務超過への転落など、倒産の危機が迫っている企業も存在
  - F/Sの公表のみでは利害関係者の判断を誤らせる危険性
  - ⇒ 継続企業の前提 (**ゴーイング・コンサーン**) に重要な疑念がある場合は、F/Sに注記
    - CPAなどの監査人は情報の適切性を判断し、監査報告書で意見 (必要があれば)
- 3. **貨幣的測定** (monetary measurement) の公準
  - 「会計の計算は貨幣額を用いて行う」
  - 企業が取扱う財貨は多種多様
    - 物理的な測定単位も財貨ごとに異なる
    - 各項目を共通の尺度で表現する必要
    - 共通の尺度: 貨幣額
    - ⇒ 企業活動の統一的な測定と報告が可能



### 3-3.演繹的アプローチの展開

#### 3-3-1.会計公準論

- 貨幣価値：絶えず変動（長期的には下落傾向）
- 現在の会計
  - 貨幣価値変動を無視して測定額を無調整のまま計算
  - 貨幣価値の安定性（変化しない）を仮定（実質的な仮定）
- 貨幣価値の変動が顕著な場合：物価変動会計
  - 過去の会計記録を一般物価水準で調整
  - 個々の財貨を決算日現在の市場価格で再評価
- 会計公準
  - 既存の会計基準を体系付けたり首尾一貫させるに際して重要な貢献
  - 具体的な会計基準を演繹する過程は必ずしも明確ではない
  - 1つの公準から相反する複数の会計処理方法が導き出される余地がある

### 3-3.演繹的アプローチの展開

#### 3-3-2.概念フレームワークの規定

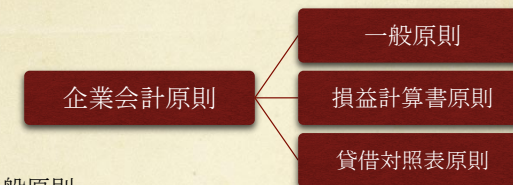
- 演繹的アプローチの試み（概念フレームワーク）
  - 財務報告の目的や資産・負債などの重要概念をまず最初に規定（整合性や首尾一貫性を判断の基準）  
⇒ 個々の具体的な会計基準を再構築
- 1970年代～：アメリカ（FASB）
  - 『財務会計概念のステイトメント（Statement of Financial Accounting Concepts）』
- 2000年代～：日本（ASBJ）
  - 討議資料『財務会計の概念フレームワーク』
    - ① 「財務報告の目的」
      - ・ 財務会計の主目的
        - ・ 投資者による企業価値のために、企業の将来の不確実な経営成果を予測するのに有用な情報の開示
      - ・ 会計情報の副次的な用途
        - ・ 会社法や税法による利害調整への利用

### 3-3.演繹的アプローチの展開

#### 3-3-2.概念フレームワークの規定

- ② 「会計情報の質的特性」
  - ・ 会計情報が意思決定有用性を持つために具備すべき質的な特性
    - ・ 意思決定との関連性や信頼性など
- ③ 「財務諸表の構成要素」
  - ・ 資産・負債・純資産・株主資本・包括利益・純利益・収益・費用の8概念を定義
- ④ 「財務諸表における認識と測定」
  - ・ 資産・負債・収益・費用などの認識時点と測定尺度を規定
- ・ 国際会計基準や諸外国においても広く使用

### 3-4.企業会計原則の一般原則



- 一般原則
  - 企業会計の全般に関わる基本的なルール
  - P/LとB/Sの両方に共通するルール
- 会計公準や概念フレームワークのように直接的ではない
  - 具体的な会計処理と表示の方法を規定する個々の会計規定について、その根拠を明らかにしたり体系付けを行うのに役立つ
- 演繹的アプローチにおける重要な基準となるルール



## 3.4.企業会計原則の一般原則

### 3.4-1.真実性の原則

#### 1. 真実性の原則

「企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない」

- 原則のいう真実とは：相対的真実
- 会計
  - 多くの事項について主観的な見積り
  - 1つの取引について、複数の会計処理方法
    - 絶対的な真実はない
    - ⇒ 会計基準の遵守によって達成される相対的真実
- 他のすべての原則の上位に立つ最高規範
- 真実性の原則に反する虚偽記載
  - **粉飾決算**：虚偽記載を通じて架空利益を計上する行為
  - **逆粉飾決算**：利益を隠蔽した場合

## 3.4.企業会計原則の一般原則

### 3.4-2.正規の簿記の原則

#### 2. 正規の簿記の原則

「企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない」

- 発生したすべての取引
  - 事実や証拠に基づいて、継続的・組織的に記録
- ⇒ 網羅性・検証可能性・秩序性を備えた会計帳簿
  - 帳簿記録を集計した結果に基づいて、誘導法によってF/Sを作成
  - × 帳簿記録とは無関係に実地調査を行うような棚卸法でF/Sを作成してはならない
- 最も適合した帳簿記録方法：複式簿記
- 原則：簿外資産・簿外負債は存在してはならない
  - 重要性の乏しいもの
    - 本来の会計処理によらず、他の簡便な会計処理も是認
    - 簿外資産・簿外負債も正規の簿記の原則に従ったものとする

## 3.4.企業会計原則の一般原則

### 3.4-3.資本と利益の区別の原則

#### 3. 資本と利益の区別の原則

「資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない」

- **損益取引**
  - 企業が利益の獲得を目指して行う取引
  - 結果として企業の純資産が間接的に増加
- **資本取引**
  - 出資者による追加出資や資本の引出しなど、企業の純資産を直接的に変化させることを目的として行われる取引
- 正しい期間利益の金額
  - 損益取引から生じた純資産の増加分だけに限定されるべき
  - 資本取引による純資産の増加分を利益に混入させてはならない
- 資本剰余金と利益剰余金の区別
  - 剰余金：会社法が定める資本金を超える部分
  - **資本剰余金**：資本取引から生じる剰余金
  - **利益剰余金**：損益取引から生じる剰余金
  - 配当などで社外に流出可能な部分は利益剰余金を中心とする金額に限定

## 3.4.企業会計原則の一般原則

### 3.4-4.明瞭性の原則

#### 4. 明瞭性の原則

「企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない」

- F/Sに収録された情報をうまく伝達できるように各種の工夫を施して明瞭に表示することを要求
- B/S
  - 資産や負債を流動項目と固定項目に区分したB/S
- P/L
  - 企業活動の種類に応じて収益と費用を分類したP/L
- F/Sの様式や用語
  - 会社法：「会社計算規則」
  - 金融商品取引法：「財務諸表規則」

## 復習

1. 会計基準を設定するアプローチには、どんなものがありますか？2つ挙げてください。
2. 財務報告の目的や資産・負債などの重要概念を最初に規定し、これとの整合性や首尾一貫性を判断基準に具体的な会計基準を再構築する試みがありますが、財務会計の諸概念を規定したものを何とよびますか？
3. 会計理論や実務の基礎をなす最も基本的な概念や前提事項を何とよびますか？また、その基礎的な前提事項を3つ挙げて、それぞれ説明してください。
4. 継続企業の前提のことを別名で何とよびますか？

## 復習

5. 企業会計原則の一般原則を7つ挙げてください。
6. 一般原則一における真実とは、どのようなものか説明してください。
7. 真実性の原則に反する虚偽記載の例を2つ挙げてください。
8. 正規の簿記の原則で求められる会計帳簿の特徴を3つ挙げてください。
9. 損益取引と資本取引について説明してください。
10. 財務諸表に収録された情報をうまく伝達できるようにどのような工夫がされていますか？B/S、P/L、それぞれにおける例を挙げてください。

# 2012年度秋学期 財務会計

【第6回】

会計理論と会計基準（Ⅲ）、利益測定と資産評価の基礎概念（Ⅰ）

経済学部 山根陽一

1 2012/11/09

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 3-4.企業会計原則の一般原則 3-4-5.継続性の原則

### 5. 継続性の原則

「企業会計は、その処理の原則及び手続を毎期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない」

#### ● 原則の背景

- 1つの取引や経済的事実について、複数の会計処理方法が認められているという現状
- 企業の業種や経済活動の実体は多様
  - 画一的な方法を強制すると、会計の結果が実態を描写しなくなる可能性
  - 実態に最も適合した方法を選択できるようにしている

#### ● 会計処理の選択が企業の自由判断であると

- 同一取引でも、採用される企業間で異なる可能性
  - 企業相互に経営成績などを比較するのに障害が生じる
- 同一企業が年度によって会計処理を変更する可能性
  - 経営者が利益操作の手段として乱用する恐れ
- ⇒ 企業間比較、期間比較が困難になる
- 会計処理方法の期間的な首尾一貫性の確保

2012/11/09

2

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 3-4.企業会計原則の一般原則 3-4-5.継続性の原則

### ● 会計処理の変更

- 1) 会計基準等の改正に伴う変更
  - 2) 正当な理由に基づく変更
- 要件（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準：適用指針6項）
    - ① 企業の事業内容の変化や企業内外の環境変化に対応した変更であること
    - ② その変更により、取引や事象の影響を財務諸表に、より適切に反映するために行うものであること

### ● 会計処理を変更した場合

- F/Sの期間相互の比較可能性が損なわれている
  - 回復させるための対策が必要
- 公表済の過去のF/Sにも、変更後の新しい会計処理方法を遡って適用し、過去のF/Sの本体を作り替える（会計方針の遡及適用：2011年4月以降に開始する事業年度）

※ 当期も変更を行うことなく従来の会計処理方法を継続適用したと仮定した場合に、当期の利益がいくら増加または減少したかをF/Sに注記（以前） 3

2012/11/09

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 3-4.企業会計原則の一般原則 3-4-6.保守主義の原則

### ● 作成漏れ

2012/11/09

4

(C) YAMANE Yoichi All right reserved



### 3-4.企業会計原則の一般原則

#### 3-4.7.単一性の原則

##### 6. 単一性の原則

「株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない」

- 株主総会に提出するF/S、融資獲得などの信用目的で作成するF/S
  - 多くの利益を計上したい
- 税務申告目的
  - 利益を少なく計上したい
- ⇒ 二重帳簿は許されない
- 個々のF/S
  - 作成目的が異なっても、経済的事実を反映した会計記録から誘導して作成されなければならない（実質内容は同一）

- 形式的多元性、実質的一元性

2012/11/09

5

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

### 3-4.企業会計原則の一般原則

#### 3-4.8.重要性の原則

##### 7. 重要性の原則

- 独立の原則としては明示なし
- 実務で頻繁に援用される
- ある項目が性質や金額の大小からみて重要性が乏しいと判断される場合
  - 理論的に厳格な会計処理や表示の方法によらず、事務上の経済性を優先させた簡便な方法を採用することが是認（会計処理、表示の両方）
  - 簿外資産・簿外負債が生じるが許容される
- 会計処理：例
  - 消耗品など：買入時、払出時に費用処理
  - 見越繰延：現金主義で処理
  - 引当金：計上なし
- F/Sの表示：例
  - 付随費用：取得原価に不算入
  - 分割返済の長期債権債務：固定項目から流動項目への振替不要
  - 特別損益項目：経常損益計算に含める

2012/11/09

6

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

### 3-5.会計情報の質的特性

#### 3-5-1.意思決定有用性

- 「企業会計原則」一般原則
  - 個々の会計ルールを体系的に理解し、会計基準の整合性や首尾一貫性を確保するための拠り所
  - 最上位：真実性の原則
- 「財務会計の概念フレームワーク」
  - 会計基準の設定に演繹的アプローチを取入れ
  - 優れた会計基準設定のための指針
  - 最重視：意思決定有用性（decision usefulness）
    - 真実性という抽象的概念に対して、財務会計の情報提供機能の観点から現代的な解釈を加えたもの
- 財務会計の主たる目的
  - 投資者による企業価値評価のために、企業の将来の不確実な経営成果の予測に役立つ情報を提供すること
    - ⇒ その帰結

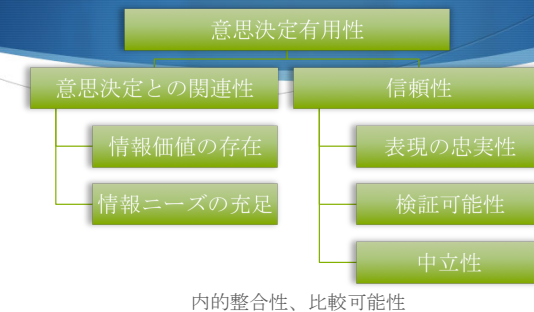
2012/11/09

7

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

### 3-5.会計情報の質的特性

#### 3-5-2.有用性の構成要素



- 意思決定との関連性と信頼性
  - 会計情報が利用者の意思決定にとって有用か否かを直接的に判定するための最も基本的な特性
- 内的整合性と比較可能性
  - 意思決定有用性の階層の全体を支える一般的な制約となる特性

2012/11/09

8

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

### 3-5.会計情報の質的特性

#### 3-5-2.有用性の構成要素

##### ◆ 意思決定との関連性

- ◆ 会計情報が投資のもたらす将来の成果の予測に関連する内容
- ◆ 投資者が企業価値の推定に基づいて行う意思決定に対して、積極的な影響を与えて貢献
- ◆ 情報の存在
  - ◆ 会計情報の入手によって、投資者の予測や行動が改善
  - ◆ 当期純利益や純資産の金額と株価の関係を実証的に分析した多くの研究で確認
- ◆ 情報ニーズの充足
  - ◆ 情報価値の存在がいまだ確認されていなくても、投資者のニーズのために新しく提供されようとしている新情報は意思決定との関連性を持つと期待できる

2012/11/09

9

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

### 3-5.会計情報の質的特性

#### 3-5-2.有用性の構成要素

##### ◆ 信頼性

- ◆ 会計情報が表現の忠実性・検証可能性・中立性などに支えられて、信頼するに足るものであることを意味
- ◆ 表現の忠実性
  - ◆ 形式よりも経済的実態の描写を優先させることにより、事実と会計処理の間の明確な対応関係を維持すること
- ◆ 検証可能性
  - ◆ 会計上で必要となる見積に起因して生じてくる測定値のバラツキやノイズを、できるだけ小さくする
- ◆ 中立性
  - ◆ 一部の利害関係者だけに有利になるような偏りをなくす

##### ◆ 意思決定との関連と信頼性（対立関係：トレードオフ関係）

- ◆ 意思決定との関連性が高い情報 → 信頼性が低い場合が多い
- ⇒ すべての特性を考慮に入れて、会計情報の意思決定有用性を総合的に判断

2012/11/09

10

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

### 3-5.会計情報の質的特性

#### 3-5-2.有用性の構成要素

##### ◆ 内的整合性

- ◆ 会計情報が、既存の会計基準全体の内容やそれを支える基本的な考え方と矛盾していないこと
- ◆ 新規に提供されようとする情報
  - ◆ 既存の会計基準に対して内的な整合性を持つことが前提

##### ◆ 比較可能性

- ◆ 時系列比較や企業間比較ができるようにすること
- ◆ 同じ取引や事象には同じ会計処理が行われ、異なるものには異なる処理が適用されなければならない

2012/11/09

11

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

### 4-1.現金主義会計と発生主義会計

#### 4-1-1.収益・費用の認識と測定



##### ◆ 損益計算書原則の冒頭（P/Lの本質）

「損益計算書は、企業の経営成績を明らかにするため、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載して経常利益を表示し、これに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示しなければならない（企原・第二・一）」

##### ◆ 各期間の利益

- ◆ 損益法等式に従って、収益から費用を控除する方法で算定
- ◆ 収益 - 費用 = 利益

2012/11/09

12

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 4.1.現金主義会計と発生主義会計

### 4-1-1.収益・費用の認識と測定

会計の基本概念の位置付け  
利益測定方式

収益費用アプローチ

資産負債アプローチ

- ◆ **収益費用アプローチ**（収益費用観）
  - ◆ 収益と費用を会計の中心概念として理解し、両者の差額をもって利益を測定
- ◆ **資産負債アプローチ**（資産負債観）
  - ◆ 資産と負債を中心的な基礎概念として位置付け、両者の差額として導出される純資産額の期中変化分を利益として測定
- ◆ 「企業会計原則」
  - ◆ P/L原則を先に配置、損益法等方式での利益測定のみを規定
  - ◆ 収益費用アプローチに立脚した会計基準
- ◆ 収益から費用を控除して利益を算定する
  - ◆ →収益と費用の範囲、計上時期、金額を確定する必要

2012/11/09

13

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 4.1.現金主義会計と発生主義会計

### 4-1-1.収益・費用の認識と測定

- ◆ **収益**
  - ◆ 経済活動によって企業に流入した価値
  - ◆ 純利益を増加させる項目
    - ◆ 原則として資産の増加や負債の減少を伴って生じるもの
- ◆ **費用**
  - ◆ 経済活動の過程で消費されて企業から流出した価値
  - ◆ 純利益を減少させる項目
    - ◆ 原則として資産の減少や負債の増加を伴って生じるもの
- ◆ **認識（recognition）の問題**
  - ◆ 収益と費用がいつ生じたものとして認識するかを決定
- ◆ **測定（measurement）の問題**
  - ◆ 認識された収益と費用に金額を割り当てる側面

2012/11/09

14

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 4.1.現金主義会計と発生主義会計

### 4-1-2.現金主義会計

収益・費用の認識に関する  
基本的な考え方

現金主義  
(cash basis)

現金主義会計

発生主義  
(accrual basis)

発生主義会計

- ◆ **現金主義会計**
  - ◆ 関連する現金収入と現金支出の時点において、収益と費用を認識
- ◆ 取引例)
  - ◆ 当期に400万円の現金を支払って商品を仕入れ、仕入れた商品のうち、250万円分を売価300万円で得意先に掛売りした。
    - ◆ 商品売上の収入 0円、商品仕入の支出 400万円 ⇒ 利益 ▲400万円
  - ◆ 掛売りの時点では収益は計上されない
  - ⇒ 非現実的な利益計算となる

2012/11/09

15

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 4.1.現金主義会計と発生主義会計

### 4-1-2.現金主義会計

- ◆ 短所（欠陥）
  1. 損益計算書の性質の観点
    - ◆ 経営活動の成果（収益）とそのための努力（費用）を対応づけて利益を計算
    - ⇒ 成果と努力の対応付けが適切に行われていない
  2. 経営活動の成果の観点
    - ◆ 販売取引を成立させることが最も重要
      - ◆ 代金回収業務は付随業務
    - ◆ 経営成果を適切に把握するためには
    - ⇒ 販売時点での収益の認識が不可欠
- ◆ 今日の経済社会
  - ◆ 掛取引の発達
  - ◆
  - ⇒

2012/11/09

16

(C) YAMANE Yoichi All right reserved



## 4.1.現金主義会計と発生主義会計

### 4-1-3.発生主義会計

#### ◆ 権利義務確定主義（半発生主義）

- ◆ 現金収支だけでなく、債権・債務の発生も基礎として収益・費用を計上
- ◆ 売上収益
  - ◆ 現金収入の時点を持たず、売掛金などの債権が発生した時点で計上
- ◆ 費用
  - ◆ 現金支出だけでなく、買掛金などの債務発生も計上

#### ◆ 取引例)

- ◆ 売掛金（債権）の発生 300万円、商品仕入の支出 400万円  
⇒ 利益 ▲100万円  
→ 収益と費用の対応関係が不適切

2012/11/09

17

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 4.1.現金主義会計と発生主義会計

### 4-1-3.発生主義会計

#### ◆ 発生主義会計

##### ◆ 収益

- ◆ 現金収入の時点とは無関係
- ◆ 経営活動の成果と関連する重要な事実が生じた時点で認識
  - ◆ 販売取引の成立に伴う商品の引渡しやサービスの提供

##### ◆ 費用

- ◆ 現金支出の時点とは無関係
- ◆ 収益の獲得のために財貨やサービスを消費した時点で認識
- ◆ 収益や費用が生じたことを意味する経済的な事実の発生時点で計上
- ◆ 収益と費用の対応関係を重視

#### ◆ 取引例)

- ◆ 引渡しの事実 300万円、売上収益に対応する売上原価 250万円  
⇒ 利益 50万円
- ◆ 発生主義会計の利益
  - ◆ 当期の経営成績をよりいっそう適切に測定している

2012/11/09

18

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 4.1.現金主義会計と発生主義会計

### 4-1-3.発生主義会計

#### ◆ 収入支出額基準（収支的評価の基準）

- ◆ 発生主義会計における収益・費用の測定のために、過去・現在・将来の収入額や支出額を用いる方法  
「すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、...（企原第二・一・A）」

#### ◆ 収入・支出

- ◆ 認識の基準ではなく、測定の基準
- ◆ 例) 売上収益の金額
  - ◆ 売掛金が回収される将来時点での現金収入額に基づいて決定
- ◆ 例) 売上原価の金額
  - ◆ 商品の仕入時点での現金支出額に基づいて決定

2012/11/09

19

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 復習

1. 企業会計原則の一般原則を7つ挙げてください。
2. 財務報告の目的や資産・負債などの重要概念を最初に規定し、これとの整合性や首尾一貫性を判断基準に具体的な会計基準を再構築する試みがありますが、財務会計の諸概念を規定したものを何とよびますか？
3. 概念フレームワークで財務会計の主たる目的として設定されているものは何ですか？
4. 討議資料「財務会計の概念フレームワーク」において、意思決定有用性を直接的に判定するための最も基本的な特性2つと意思決定有用性の全体を支える一般的な制約となる制約を2つ挙げてください。

2012/11/09

20

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

# 復習

5. 意思決定との関連と信頼性は、対立関係になることが多いですが、その関係を何とよびますか？
6. 「企業会計原則」は、どのような点で収益費用アプローチに立脚した会計基準と言えますか？
7. 収益と費用がいつ生じたものとするかを決定することを何の問題とよび、金額を割り当てる側面のことを何の問題とよびますか？
8. 収益と費用の認識を関連する現金の収支の時点におく会計を何主義会計とよぶ？
9. 収益と費用の認識を経営活動の成果と関連する重要な事実の発生時点におく会計を何主義会計とよぶ？



## 2012年度秋学期 財務会計

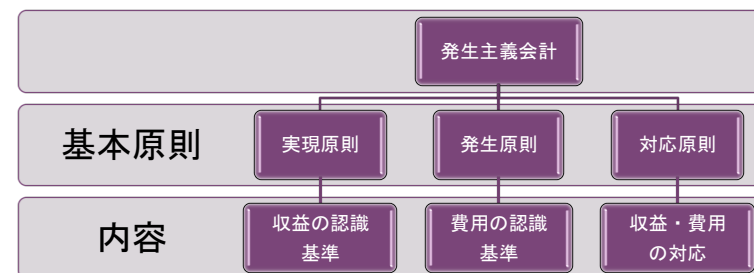
【第7回】利益測定と資産評価の基礎概念（Ⅱ）  
経済学部 山根陽一

2012/11/16

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## + 4-2.発生主義会計の基本原則

2



- 収益：実現原則に基づいて計上
- 費用：発生原則に基づいて計上
- 利益：収益と費用を対応づけた差額

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

2012/11/16

## + 4-2.発生主義会計の基本原則 4-2-1.対応原則

3

- 発生主義会計の最大の長所
  - 各会計期間の経営成績が適切に測定される点
 ⇒ **対応原則** (matching principle)
- 企業の経済学童の本質
  - 所定のコスト負担をもって最大の成果を達成
- 例) 販売活動
  - 保有資産の減少や販売費の発生というマイナスの結果
  - 売上高の達成というプラスの結果
 ⇒ 両者の間には明らかに関連性が存在
  - 経済活動が引起こすプラスの結果 → 収益
  - 経済活動が引起こすマイナスの結果 → 費用
 ⇒ 両者を対応づけて利益を算定
 ⇒ 企業の営利目的の達成度合を測定

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

2012/11/16

## + 4-2.発生主義会計の基本原則 4-2-1.対応原則

4



- **個別的対応**
  - 特定の財貨を媒介として収益と費用の対応関係を直接的に認識する方法
  - 例) 売上高と売上原価
- **期間的対応**
  - 同一期間に計上された収益と費用は、その期間の経済活動を通じて対応しているものとして、会計期間を媒介とした対応関係として認識する方法
  - 例) 広告宣伝費、賃借料、支払利息など

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

2012/11/16



## + 4-2.発生主義会計の基本原則

### 4-2-2.発生原則

5

- **発生原則** (accrual principle)
  - 発生主義会計を支える最も基本的な原則
    - 「すべての費用及び収益は、...その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない」 企会 (第二・一・A)
- 収益と費用の計上
  - 収益や費用の「**発生の事実**」に基づく
    - 企業活動に伴う経済的価値の生成や消費を表すような事実
- 継続的役務授受の契約 例) 資金貸借
  - 時間の経過を基準とした収益・費用の認識
    - 未収収益・未払費用・前受収益・前払収益 (**経過勘定項目**) の計上
    - 減価償却、引当金、売上原価の計上も発生原則の適用結果
    - ⇒ すべての収益・費用に発生原則だけが全面的に適用されるわけではない
- 通常の財貨の販売やサービス提供に関する収益認識
  - 確実性や客観性の必要性 ⇒ 実現原則の制約

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

2012/11/16

## + 4-2.発生主義会計の基本原則

### 4-2-3.実現原則

6

- 収益の計上 (発生原則を厳密に適用)
  - 生産活動や流通活動を通じた価値の形成によって発生
  - 生産プロセスの進行によって新たな価値が発生
    - 実行不可能
    - 不確実な販売可能性に基づく主観的な金額で収益が認識される問題
- 継続的役務提供
  - 不確実性や主観性の問題はない
- 見込生産された財貨の販売やサービス提供
  - 収益計上の確実性や客観性を確保するため
  - 財貨やサービスが実際に市場で取引されるまで収益の認識を延期
    - ⇒ **実現原則** (realization principle)
    - 信頼性の要請から派生

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

2012/11/16

## + 4-2.発生主義会計の基本原則

### 4-2-3.実現原則

7

- 「**実現**」の要件
  - a) 財貨やサービスが相手に引渡されたこと
  - b) 対価として、現金・売掛金などの**貨幣性資産**が受け取られたこと
- **貨幣性資産**
  - 最終的に収入となって貨幣を増加させる資産
    - 例) 売掛金や受取手形: 販売を経て事業投資の回収過程にある項目
    - 例) 保有株式や貸付金: 余剰資金の運用
- **費用性資産**
  - 最終的に費用となる項目
    - 例) 機械や商品

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

2012/11/16

## + 4-2.発生主義会計の基本原則

### 4-2-3.実現原則

8

- a) 支配の移転 → 明確に識別可能
- b) 貨幣的測定 of 公準に従った収益の客観的な測定
  - 2要件の充足 ⇒ 確実かつ客観的なものとして認識 ⇒ 販売時点
- 利益の処分性の確保 (条件b)
  - 配当金や税金の支払 (貨幣性資産の流出)
    - ↓ 実行可能であるには
  - 利益計算の基礎となる収益が、貨幣性資産の裏付けをもって計上されなければならない
- 利殖目的の金融資産
  - 引渡しがなくとも値上がり分を運用収益として計上
    - 根 ↑ 抛
  - 引渡しがなくとも、値上がり益を実現させることが可能
    - ⇒ **実現可能性原則**

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

2012/11/16

## + 4-2.発生主義会計の基本原則

### 4-2-3.実現原則

- 「財務会計の概念フレームワーク」
  - 「投資のリスクからの解放」：実現原則や実現可能性原則を包括
    - 投資の目的に照らして不可逆的な成果が得られた状態
- 通常の事業活動の収益
  - 市場での販売を通じて初めて、事業の成果が後で取り消されることのない確実性を獲得
    - 財貨やサービスの販売により、事業投資のリスクから解放された成果
- 利殖目的の金融資産
  - 事業活動に影響することなくいつまでも売却可能
    - 運用成果は常に投資のリスクから解放されている

## + 4-3.資産評価の基準

### 4-3-1.資産評価の諸基準

- **資産**（定義）
  - 過去の取引または事象の結果として、財務報告の主体が支配している経済的資源
- **負債**（定義）
  - 過去の取引または事象の結果として、財務報告の主体が支配している経済的資源を放棄もしくは引渡す義務
- 次期以降に繰り越される収益・費用（資産・負債）
  - 定義を満たさないものは資産・負債とは認められない
- 問題 ⇒ **評価**：いくら？
  - 資産の客観的な測定値
    - 市場で成立する価格に基づいて評価を行うのが合理的

## + 4-3.資産評価の基準

### 4-3-1.資産評価の諸基準

- 2つの市場
  - 購買市場、売却市場 → 時とともに変化
- 3つの時点
  - a) 企業がその資産を取得した過去の時点での価格
  - b) 資産評価が行われる現在時点での価格
  - c) 企業が資産を売却する将来時点での価格
- 4通りの資産評価基準

| 市場／時点 | 過去              | 現在                  | 未来                     |
|-------|-----------------|---------------------|------------------------|
| 購買市場  | 歴史的原価<br>(取得原価) | 現在受入価格<br>(取替原価)    |                        |
| 売却市場  |                 | 現在払出価格<br>(純実現可能価額) | 将来キャッシュ・フローの<br>割引現在価値 |

## + 4-3.資産評価の基準

### 4-3-1.資産評価の諸基準

- 歴史的原価（取得原価）
  - 資産の過去の取得時点において購買市場で成立していた価格を基礎とする評価額
- 現在受入価格（取替原価）
  - 現時点における購買市場での価格
  - 保有中の資産を再調達するのに要する支出額
- 現在払出価格（純実現可能価額）
  - 現時点における売却市場での価格
- 割引現在価値
  - 将来時点での売却市場の価格を考えて、将来の現金流入額を予想（将来キャッシュ・フロー）して利子率で割引計算した評価額

## + 4-3.資産評価の基準

### 4-3-1.資産評価の諸基準

- 資産評価基準の選択
  - 各期の利益計上額は異なる
  - 各期の利益合計（全体）は等しくなる
- 例）テキストP81 設例2
 

|               | 第1期  | 第2期  | 第3期  |
|---------------|------|------|------|
| 仕入            | 100円 | 110円 | 130円 |
| 保有            |      |      | 販売   |
| 購買価格          | 100円 | 110円 | 130円 |
| 売却価格          | 180円 | 185円 | 200円 |
| ■ 取得原価（利益）    | 0円   | 0円   | 100円 |
| ■ 取替原価（利益）    | 0円   | 10円  | 90円  |
| ■ 純実現可能価額（利益） | 80円  | 5円   | 15円  |

## + 4-3.資産評価の基準

### 4-3-2.取得原価

- 取得原価（acquisition cost） ※歴史的原価（historical cost）
  - 購買市場で資産が取得された過去の時点での支出額
- 取得原価基準
  - 資産が売却市場で販売されるまで収益は計上されない  
→ 収益の認識に関する実現原則と首尾一貫
- 資産の取得原価額
  - 証拠に基づいて客観的に測定できる  
※ 支払額を基礎とした資産評価  
→ 受託責任や会計責任の明示にも役立つ
- 保有中の価格変化
  - 資産の売却時点まで認識されない
  - B/S上の資産額 → 時価から著しく乖離してしまう恐れ
  - 現在の物価を反映した売上収益と過去の価格を基礎とする費用が対応づけられる
- 算出される利益
  - 企業活動による真の操業利益
  - ＋ 取得時から売却時までの間に生じた価格変化に起因する保有損益

## + 4-3.資産評価の基準

### 4-3-3.取替原価

- 取替原価（replacement cost） ※再調達原価
  - 保有中の資産と同じものを現在の購買市場で取得して取り替えるのに要する支出額
  - 資産の再調達を仮定した場合の評価額
- 取替原価基準
  - 購買市場で価格変化  
→ 再評価 → 評価損益（保有利得）が計上
  - 購買市場の価格を基礎
    - 価格変動がなければ評価損益は計上されない  
→ 収益認識に関する実現原則の延長線上
- 企業の利益額
  - 企業活動による真の操業利益 & 購買価格の変動から発生した保有損益
- 操業利益の金額
  - 企業の物的資本を維持したうえでの分配可能額を表している
- B/Sの資産額
  - 現在の時価を表示
  - 市場が存在しない中古資産など → 推定が困難、評価が主観的になりやすい

## + 4-3.資産評価の基準

### 4-3-4.純実現可能価額

- 実現可能価額（net realizable value） ※正味売却価額
  - 資産の現在の売価から、販売費等の付随費用を控除して算定
- 売価
  - 投げ売り価格 ×
  - 通常の秩序的な方法で販売が行われる場合の価格
- 資産
  - 取得時点で直ちに売却時価で評価  
→ 取得時点で支出額と売却時価の差額を利益として計上  
＋ 売却時価の変動も損益として認識  
⇒ 販売時点で利益が計上されることはない
  - 明らかに実現原則と対立
- B/S：企業資産の換金価値
- P/L：換金価値の変動
- 短所
  - 評価基準の客観性に問題
  - 売却予定のない資産も売却時かで評価
  - 個性の強い特別生産された資産は、市場がなければ評価額がゼロになる



## + 復習

17

1. 発生主義会計の基本原則を3つ挙げてください。
2. 収益と費用の対応関係を認識する方法を2つ挙げてください。
3. 実現の2要件とは、どのようなものですか？
4. 実現原則や実現可能性原則を包括した「財務会計の概念フレームワーク」における収益認識基準は何ですか？
5. 資産評価基準において、購買市場で資産が取得された過去の時点での支出額による評価を何とよびますか？
6. 取得原価基準における長所と短所を述べなさい。

## + 復習

18

7. 資産評価基準において、保有中の資産と同じものを現在の購買市場で取得して取り替えるのに要する支出額による評価を何とよびますか？
8. 資産評価基準において、資産の現在の売価から、販売費等の付随費用を控除して算定するものを何とよびますか？
9. 実現可能価額による評価の長所と短所を述べなさい。

# 2012年度秋学期 財務会計

【第8回】利益測定と資産評価の基礎概念(Ⅲ)  
経済学部 山根陽一

## 4-3.資産評価の基準 4-3-5.割引現在価値

- **用役潜在力**(service potentials)
  - 将来時点で企業にキャッシュ・フローをもたらす能力
- 例) 売掛金
  - 回収によって直接的にキャッシュ・フローをもたらす
- 例) 機械設備
  - 製品の生産に利用され、製品販売と代金回収を通じてキャッシュ・フローの獲得に貢献
- 将来キャッシュ・フロー
  - 資産評価の基礎として用いる

## 4-3.資産評価の基準 4-3-5.割引現在価値

- **割引現在価値**(discounted present value of future cash flow)
  - 現金
    - 一定期間の運用によって利子を生じる
    - 将来キャッシュ・フローの価値を現時点で評価
  - キャッシュ・フロー自体の金額より小さくなる
  - 例) 利子率:6%
    - 1年後に得られる10,000円のキャッシュ・フローの現時点での価値
      - $10,000 \div 1.06 = \text{約}9,434\text{円}$
    - 2年後
      - $10,000 \div 1.06 \div 1.06 = \text{約}8,900\text{円}$

## 4-3.資産評価の基準 4-3-5.割引現在価値

- 割引現在価値での資産評価
  - 将来キャッシュ・フローの予測 + 現時点の価値を表すよう割引計算
- 割引現在価値を用いて算定される利益
  - 経済学者の採用する利益概念に合致
  - **経済学的利益**(economic income)
- ヒックス:個人の利益概念
  - 「彼がその週のうちに消費することができ、しかも週末において週初めと同じ裕福さであると期待できるもの」
- アレクサンダー:企業利益
  - 「会社が、株主に分配することができ、しかも年度末において年度初めと同じ裕福さであることができる金額」
- 経済学における利益
  - 企業の資本価値を維持した上で分配できる最大額
  - 将来キャッシュ・フローの割引現在価値

## 4-3.資産評価の基準

### 4-3-5.割引現在価値

#### ■ 設例3

- ① 1年度期首に1,000万円の出資、その全額で機械購入
- ② 機械を利用した経済活動で第1,2年度に660万円、484万円の純キャッシュ・フローを獲得 ※2年後の機械の価値はゼロ
- ③ 純キャッシュ・フローは年度末にすべて配当
- ④ 利子率: 10%

#### ■ 機械の割引現在価値

- 1年度期首:  $660 \div 1.1 + 484 \div 1.1 \div 1.1 = 1,000$ 万円
- 2年度期首:  $484 \div 1.1 = 440$ 万円

#### ■ 経済学的利益

- 1年度: (現金660 + 備品440) - 資本金1,000 = 利益100
- 2年度: 現金484 - 資本金440 = 利益44

## 4-3.資産評価の基準

### 4-3-5.割引現在価値

#### ■ 設例3(続き)

##### ■ 会計学的利益 ※定額法

- 1年度: 売上高660 - 減価償却費(1,000÷2) = 利益160
- 2年度: 売上高484 - 減価償却費(1,000÷2) = 利益▲16

##### ■ 経済学的利益と会計学的利益の関係

- 年度別には異なるが、全期間の合計は等しい

##### ■ もし、企業の経済学的利益が計算可能であつたら...

- 財務会計の利益計算は存在意義なし

##### ■ 割引現在価値

- 将来キャッシュ・フローの予測 + 割引利子率の選択
- 著しい不確実性
- ⇒ 現実には信頼性をもって計算することができない

## 4-3.資産評価の基準

### 4-3-5.割引現在価値

#### ■ 資産や負債の市場

→ 完全市場(仮)

⇒ 資産や負債の割引現在価値は市場価格と等しい

- すべての財貨やサービスについて観察可能な価格
- 企業が有する資産・負債を市場価格で集計し算出される純資産の増加分が経済学的利益

→ 現実の市場

⇒ 不完全市場

- 信頼性をもって、実際に測定することはできない(概念上優れていても)

## 4-3.資産評価の基準

### 4-3-5.割引現在価値

#### ■ 企業の現在価値の評価

- 投資家が行うべき作業(財務会計の役割ではない)

#### ■ 財務会計

- 評価の基礎として信頼できる会計情報を提供する役割(存在意義)

#### ■ 会計的測定における割引現在価値の使用

⇒ 限定的

- ① 一部の不良債権
- ② 減損が生じた固定資産
- ③ リースの資産と債務
- ④ 利息法の償却原価法で評価する社債
- ⑤ 退職給付債務
- ⑥ 資産除去債務



## 4-3.資産評価の基準

### 4-3-6.現行の資産評価基準

- わが国の現行の会計基準
  - 資産を2種類に分類し、取得原価と時価による評価(**混合的測定**)
- **事業用資産**
  - 生産や販売など本来の事業活動に使用
  - ⇒ 取得原価が原則的な基準
  - 企原(第三・五)
    - 「貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない」

## 4-3.資産評価の基準

### 4-3-6.現行の資産評価基準

- **金融資産**
  - 余剰資金の運用として保有
  - ⇒ 時価で評価
  - 金融商品に関する会計基準(15項)
    - 「時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券は、時価をもって貸借対照表価額とし、…」
- **時価(公正価値)**
  - 観察可能な市場価格 + 合理的に算定された将来キャッシュ・フローの割引現在価値

## 4-3.資産評価の基準

### 4-3-6.現行の資産評価基準

- 金融資産の特徴 (例) 売買目的有価証券など
  - 誰にとっても市場価格に等しいだけの価値
  - 事業の遂行に影響することなく市場価格での容易な売却が可能
  - 市場での売却以外に投資の目的を達成する方法もない
  - ⇒ 市場価格を中心とした時価で評価が適切
- 事業用資産の特徴 (例) 原材料、機械装置など
  - 時価変動による利益獲得を目的にしていない
  - 転売すると事業活動に大きな影響
  - 価値は誰がどんな目的で保有するかによって異なる
  - 必ずしも期待通りの価値を達成する保証はない
  - ⇒ 価値が実現するまで取得原価で評価するのが合理的

## 4-3.資産評価の基準

### 4-3-6.現行の資産評価基準

- 取得原価での資産評価(**原価基準**)
  - 企業が調達した資金の使途や流れを追跡するのに適した方式
  - 支出額を通じて客観的な測定が可能
  - 金額の正当性の検証可能性を具備
- 財務会計の利益額
  - 企業価値や経営者の能力の評価および配当・課税の基礎
  - ⇒ 利益測定に影響する資産評価額
  - ⇒ 異論の生じない客観的なものでなければならない
- 取得原価はこの要請に合致している

## 4-3.資産評価の基準

### 4-3-6.現行の資産評価基準

- **費用配分の原則、原価配分の原則** (principle of cost allocation)
  - 取得原価で計上された後、消費に応じて各期に費用として配分
  - 企原(第三・五)
    - 「資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない」
  - 例) 売上原価の計上、減価償却費の計上  
→ 発生原則を具体的に適用したもの
- **事業用資産の評価額**
  - 取得原価基準 & 費用配分の原則

## 4-3.資産評価の基準

### 4-3-6.現行の資産評価基準

- **公正価値**
  - 資産の売却によって受取るであろう価格、または負債の移転のために支払うであろう価格(出口価格)
  - 時価と公正価値の間に実質的な差異はない
- **評価する際の入力値(3つのレベル)**
  - レベル1(最優先)
    - 測定日において企業が入手できる活発な市場での同一資産・負債の公表価格
  - レベル2
    - レベル1の公表価格以外で、直接または間接的に観察可能な評価額をいい、類似資産・負債の公表価格や観察可能な市場データで裏付けられた入力数値
  - レベル3
    - 観察可能な市場データは入手できないが、入手できる最良の情報に基づいて設定された、市場参加者が価格設定に用いるであろう仮定を反映した評価額

## 復習

1. 資産の持つ将来時点で企業にキャッシュ・フローをもたらす能力を何とよぶ？
2. 将来キャッシュ・フローの価値を現時点で評価した価値のことを何とよぶ？
3. 経済学的利益と会計学的利益の関係と経済学的利益が使用されない理由を述べてください。
4. 現行のわが国のように資産を2種類に分類し、取得原価と時価による評価している状況を何とよぶ？
5. 企業が保有する資産のうち、生産や販売など本来の企業活動に用いる資産を何とよぶ？

## 復習

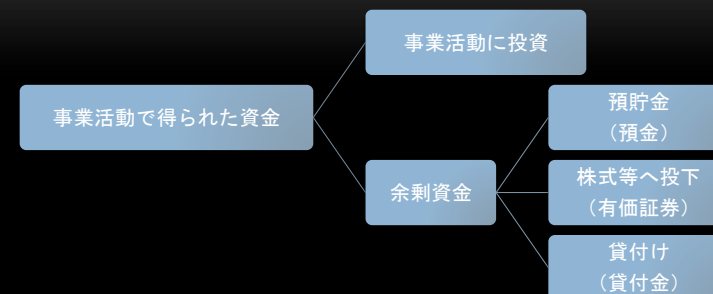
6. 金融資産の評価基準には、何を使用している？
7. 事業用資産が原価基準を採用する理由を事業用資産の特徴も示しながら述べてください。
8. 金融資産が時価を採用する理由を金融資産の特徴も示しながら述べてください。
9. 取得原価で資産計上された後、その消費に応じて各事業年度の費用として配分する原則を何とよぶ？
10. 測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受取るであろう価格、または負債の移転のために支払うであろう価格を何とよぶ？

# 2012年度秋学期 財務会計

## 【第9回】現金と有価証券（Ⅰ）

経済学部 山根陽一

## 5-1.資金運用活動と資産と収益



- 3項目（預金、有価証券、貸付金）のB/Sへの計上
  - 流動資産と固定資産に分類

## 5-1.資金運用活動と資産と収益

- 預金
  - 流動資産：決算日の翌日から起算して1年以内に満期が到来
    - 預金と合わせて「現金および預金」
  - 固定資産：決算日から満期までの期間が1年を超える預金
- 有価証券
  - 流動資産：短期の利殖目的
  - 固定資産：子会社株式その他流動資産に属しない有価証券
- 貸付金
  - 流動資産：決算日から満期までの期間が1年以内のもの
  - 固定資産：決算日から満期までの期間が1年を超える預金

## 5-1.資金運用活動と資産と収益

- 手元流動性
  - 現金預金 + 有価証券 ※流動資産
  - ただちに支払手段として利用できる
- 当座資産
  - 上記2資産 + 受取手形 + 売掛金
- 余剰資金の運用成果
  - インカム・ゲイン (income gain)
    - 預金や貸付金から生じる受取利息、株式から得られる受取配当金
  - キャピタル・ゲイン (capital gain)、キャピタル・ロス (capital loss)
    - 有価証券の売却損益と評価損益
    - 流動資産たる有価証券のキャピタル・ゲイン／ロス
      - P/L：営業外損益に記載
    - 固定資産たる有価証券のキャピタル・ゲイン／ロス
      - P/L：特別損益に記載



## 5-2.現金および預金

### 5-2-1.現金預金の範囲

- **現金**
  - 紙幣と通貨
  - 金銭と同一の性質をもつものが含まれる
    - 例) 当座小切手でまだ銀行に預け入れていないもの、期限の到来した公社債の利札
    - ※ 先日付小切手：期限が到来するまで換金できない点で手形と同様 → 受取手形として処理
- **預金**
  - 金融機関に対する各種の預金・貯金・掛け金、郵便貯金、郵便為替手形など
  - 流動資産：決算日の翌日から起算して1年以内に期限が到来
  - 固定資産：上記以外、「投資その他の資産」に分類
  - ※ 銀行預金：当座預金・普通預金・通知預金・定期預金など

## 5-2.現金および預金

### 5-2-2.現金預金の管理

- 手持ち現金をできるだけ少なく
  - 現金の盗難や紛失を防ぐ
  - 出納と保管の手数を削減
    - 金銭の受払を銀行振込や小切手を利用
- 頻繁に生じる日常的な少額の支払
  - 支払担当者に少額の現金を前渡
    - 前渡金 = 小口現金
      - ↓ 金額が一定額に固定されている場合
  - **定額資金前渡制度**（インプレスト・システム：imprest system）

## 5-2.現金および預金

### 5-2-2.現金預金の管理

- 現金の収支 ※厳密な管理
  - 現金出納帳に記入、手元の現金在高を帳簿上の残高と照合
  - 手元在高 ≠ 帳簿残高 → **現金過不足勘定**で手元在高に一致させる
    - 調査 → 判明 → 適切な勘定に振替える
    - 不明 → 雑損失 or 雑収入としてP/Lの営業外費用・収益に計上
- 当座預金の管理
  - 当座預金出納帳を作成し記録
  - 残高証明書との突き合わせ
- 銀行の記録と当座預金出納帳の記録に不一致
  - **銀行勘定調整表**を作成
    - 原因調査 → 必要に応じて記録を修正

## 5-3.有価証券

### 5-3-1.有価証券の範囲と区分

- 有価証券
  - 金商法（2条1項）に列挙された証券
    - a) 株式や新株予約権証書などの持分証券
    - b) 国債・地方債・社債などの負債性証券
    - c) 証券投資信託や貸付信託の受益証券など
  - ※ **出資金**：株式会社以外の会社や各種の協同組合に対して出資した額
- **自己株式**（金庫株）
  - 発行した自社の株式を取得して保有
  - 資金調達時に発行した株式の買戻し → 資本の減少
    - ⇒ 株主資本から控除（資産ではない）

## 5-3.有価証券

### 5-3-1.有価証券の範囲と区分

- 有価証券の区分
  - 所有目的や市場価格の有無など
- 流動資産
  - a) 時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券
  - b) 1年以内に満期の到来する社債その他の債権
  - 「有価証券」の名称で記載
- 固定資産
  - 流動資産以外
  - 「投資有価証券」の名称で記載
    - 投資有価証券のうち関係会社の株式と社債
      - 「関係会社株式」「関係会社社債」（財規32条、計規74条）

## 5-3.有価証券

### 5-3-2.有価証券の取得価額

- 有価証券の取得価額
  - 発行済の証券を市場で購入
  - 新たに発行される証券に応募して払込みを行って取得
- 1. 購入による場合
  - 有価証券の取得価額
    - 購入代価 + 付随費用
  - 保有しているのと同じ銘柄の有価証券を異なった価額で取得
    - 平均原価法（総平均法 or 移動平均法）を適用
    - 単位当たりの新たな取得原価を算定
  - 通常の財貨の購入
    - 契約締結日でなく財貨の受渡日に資産の増加を記録 But ㊦

## 5-3.有価証券

### 5-3-2.有価証券の取得価額

- 有価証券のような金融商品
    - 売買締結日に取引を記録（約定日基準） ※原則
    - 修正引渡日基準
      - 決算日までの時価変動による損益だけが先に認識され、有価証券の移転は受渡日に記録 ※設例4（P97）
  - 公社債：利払日以外の日に購入する場合
    - 前回の利払日から売買の当日までの期間の利息（端数利息）を公社債そのものの価格（裸相場）に加えて、代金の支払を行う
2. 払込みによる場合
- 払込んだ金額が取得原価
  - 新旧株式の単価を平均し、1株当たりの新たな取得価額を算定

## 5-3.有価証券

### 5-3-3.有価証券の期末評価

- 評価基準
  - 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」
- 特徴
  - 有価証券を保有目的別に区分（3つのグループ）
  - グループ別に異なった会計処理を規定
    - ① 期末ごとに時価で評価し、生じた差額を当期純利益の計算に含める
      - 売買差益を得る目的で保有する有価証券
    - ② 取得原価を基本とした評価
      - 満期まで保有する債券や子会社株式など
    - ③ 時価で評価されるが生じた評価差額の一部または全部が当期純利益の計算には含まれない
      - ①②以外の時価の把握が可能な有価証券

## 5-3.有価証券

### 5-3-3.有価証券の期末評価

- 売買目的有価証券
  - 余剰資金を運用して時価の変動から売買差益を得る目的で保有する有価証券
    - どの企業にとっても時価に等しい価値
    - 事業に全く影響を及ぼすことなく、いつでも換金可能  
→ 時価をもってB/S価額
- 評価差額（有価証券運用損益）
  - P/Lの当期純利益の計算に含める
- 時価：公正な評価額（基準6項）
  - a) 市場で形成された取引価格
  - b) 取引価格がない場合の気配や指標などの相場
  - c) 上記のものがなくない場合に評価モデルなどに基づいて合理的に算定された価額

## 5-3.有価証券

### 5-3-3.有価証券の期末評価

- 時価評価した後の会計処理方法
  - 洗い替え方式
    - 前期末に計上した評価差額を翌期首に戻し入れて、いったんもとの帳簿価額に復元したうえで、翌期末の新たな時価との比較
  - 切放し方式
    - 前期末の時価評価額が修正されることなく、翌期首にそのまま帳簿価額として引き継がれる
- 売買目的有価証券
  - 切放し方式が適している
  - 洗い替え方式も認められている

## 5-3.有価証券

### 5-3-3.有価証券の期末評価

- 満期保有目的の債券
  - 満期まで所有する意図をもって保有する社債その他の債券は、たとえ途中で時価が変化しても企業は売却しないから時価を反映させる必要はなく、貸借対照表には原価で計上する（基準16項）
- 社債等の債券
  - 額面価額に対して前もって決められた利子率で、利子が支払われる有価証券
  - 平価発行
    - 決められた利子率が発行時点の市場利子率と等しければ、額面通りの価額で発行
  - 割引発行
    - 市場利子率より決められた利子率が低ければ額面未満でしか発行できない
  - 打歩発行
    - 市場利子率より決められた利子率が高ければ額面を超える価額で発行できる

## 5-3.有価証券

### 5-3-3.有価証券の期末評価

- 割引発行、打歩発行の場合（取得価額 ≠ 債権金額）
  - 両者の差額の性質が金利の調整と認められる場合  
→ 償却原価法の基づく価額をもって、B/Sに計上（基準16項）
- 償却原価法
  - 差額を償還期まで每期一定の方法で、逐次、B/S価額に加算または減算する方法
  - アキュムレーション（accumulation）
    - 額面より安く取得したものを増額していく
  - アモチゼーション（amortization）
    - 額面より高く取得したものを減額していく



## 5-3.有価証券

### 5-3-3.有価証券の期末評価

- 具体的な方法
    - a) 利息法：実行利子率による複利計算を前提
    - b) 定額法：每期均等額ずつ差額を配分
  - 配分された増額または減額分、利払日に受取る利息とあわせて、**有価証券利息**としてP/Lに計上
  - ※ 受取手形・売掛金・貸付金その他の債権を、債権金額とは異なる価額で取得した場合も同じ会計処理が適用（基準14項）
  - 子会社・関連会社の株式
    - 企業を支配する目的で保有
    - 市場価格があっても自由に処分するわけにはいかない
    - 実質的な性質は事業用資産
- 事業用資産を時価評価しないのと同様に取得原価で評価（基準17項）

## 5-3.有価証券

### 5-3-3.有価証券の期末評価

- **その他有価証券**
  - 売買目的、満期保有目的、子会社・関連会社株式のいずれにも該当しないもの
    - 例) 持ち合い株式など
  - 時価の把握が可能な有価証券 → 時価で評価
    - 市場で形成された取引価格
    - 気配や指標などの相場があるもの
    - 将来キャッシュ・フローが約定されていて合理的に時価が算定できる債券等
  - 時価の把握が極めて困難と認められる株式
    - 取得原価で評価せざるをえない

## 5-3.有価証券

### 5-3-3.有価証券の期末評価

- 社債その他の債券の場合
  - 債券に準じ、取得価額から貸倒見積額を控除して評価
  - 取得価額が債権金額と相違し、その差が金利の調整であれば、償却原価法を適用のうえ貸倒見積額を控除（基準19項・14項）
- 時価の把握が可能な有価証券
  - 時価評価 → 実際に売却されることは稀
  - 売却されるまでは、時価変動による評価差額をP/Lに含めることなく、B/Sの純資産の部の「評価・換算差金等」に「**その他有価証券評価差額金**」として計上（基準18項）
- 評価基準とする時価
  - 原則：決算日の市場価格
  - 短期の売却を目的とはしないため、期末前1ヶ月間の市場価格の平均値でもよい（継続適用は条件）

## 5-3.有価証券

### 5-3-3.有価証券の期末評価

- 時価評価の会計処理（**純資産直入**）
  - **全部純資産直入法**
    - 銘柄別の評価差益と評価差損を相殺した残額をB/Sの純資産の部に計上する方法
  - **部分純資産直入法**
    - 評価差益は純資産の部に計上
    - 評価差損は当期の損失としてP/Lでの純利益の計算に含める方法
- ※ 保守主義の原則に合致
- 洗い替え方式を適用（基準18項）

## 5-3.有価証券

### 5-3-3.有価証券の期末評価

- 純資産直入法を適用
  - B/Sが示す当期中の資本の増加額がP/Lの当期純利益額と一致しなくなる
    - クリーン・サープラス関係が維持されなくなる
- 「包括利益の表示に関する会計基準」
  - 時価評価差額
    - 「その他包括利益」として把握
    - P/Lの当期純利益を加えた合計額を「包括利益」として表示
    - B/Sの純資産の部に振替える会計処理を規定

## 5-3.有価証券

### 5-3-3.有価証券の期末評価

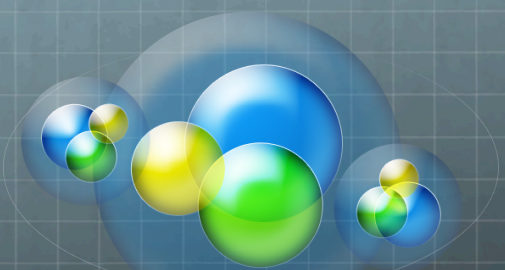
- 強制評価減
  - ① 時価の把握が可能な有価証券の時価が著しく下落し、回復する見込があると認められる場合以外
  - ② 時価の把握が極めて困難と認められる株式について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下していた場合
    - B/S価額をそれぞれ時価および実質価額まで引き下げて、評価差額を当期の損失として処理しなければならない（基準20・21項）
- 実質価額
  - その株式の発行会社の1株当たり純資産額に基づいて評価
- 「著しい」の判断基準
  - 実務上：帳簿価額の約50%の下落をもって著しいと判断（税法）
- 切放し方式を適用

## 復習

1. 流動性資産たる現金預金と有価証券の合計は、ただちに支払い手段として利用できる性質を有し、何とよばれる？
2. 上記1.に受取手形と売掛金を加えた4資産を何とよぶ？
3. 余剰資金の運用成果には、2つの種類がありますが、何と何ですか？
4. 株式などの持分証券や国債などの負債性証券などを有価証券とよびますが、株式会社以外の会社や各種の協同組合に対して出資した額は何とよびますか？
5. 会社がいったん発行した自社の株式を取得して保有する株式を何とよびますか？
6. 有価証券は、流動資産に分類されたものと固定資産に分類したものをそれぞれ貸借対照表上ではどのような名称で記載されますか？
7. 有価証券を購入した際の会計処理は、原則として売買締結日に記録しますが、その会計処理を何とよぶ？

## 復習

8. 上記7.の処理ではなく、決算日までの時価変動による損益だけ先に認識し、有価証券の移転は受渡し日に行う処理を何とよぶ？
9. 売買目的有価証券と満期保有目的債券、子会社及び関連会社株式のそれぞれの期末評価は何によって行いますか？
10. 決算時に時価評価した有価証券のその後の会計処理方法には2つの方式がありますが、何とよばれる方式ですか？
11. 満期保有目的債券の会計処理で償却原価法を適用する場合の具体的な方法を2つ挙げてください。
12. その他有価証券を時価評価した場合の評価差額は貸借対照表の純資産の部に何という名称で計上しますか？
13. その他有価証券の時価評価の会計処理を2つ挙げてください。
14. その他有価証券の時価評価と強制評価減を行った際には、時価評価した後の会計処理方法はそれぞれどのような方式で処理されますか？



# 2012年度秋学期 財務会計

【第10回】現金と有価証券(Ⅱ)  
経済学部 山根陽一

## 5-4.デリバティブとヘッジ会計 5-4-1.デリバティブの意味と種類

- 余剰資金の運用
  - 市場リスク: 市場価格の低下
  - 金利リスク: 利子率の変動
  - 為替リスク: 外国為替相場の変動
- リスク回避、リスク負担による収益獲得の手段  
→ 金融取引の開発

## 5-4.デリバティブとヘッジ会計 5-4-1.デリバティブの意味と種類

- **デリバティブ (derivative)**
  - 株式・債券・預貯金などの伝統的な金融資産から派生してきた新しい金融取引
- 資産の種類
  - 株式・債券・金利・外国為替・商品の5分類
- 経済的機能の観点(3類型)
  - a) 先物取引
    - 国債などの金融資産を将来に受渡するときの価格を前もって現時点で契約しておく
  - b) オプション取引
    - 将来に一定の価格で特定の金融資産を買う権利を売買し、権利の買手はその権利を行使しても放棄してもよい
  - c) スワップ取引
    - 2つの企業が債券(または債務)等の利子や元金を将来において受取る権利(支払う義務)を現時点で交換
- 5種類 × 3類型 = 15通りのデリバティブ

## 5-4.デリバティブとヘッジ会計 5-4-2.デリバティブ取引の会計

- **金融商品**
  - デリバティブ取引にかかる契約 + 一般の金融資産および金融負債
- 特徴(金融商品に関する会計基準25項)
  - a) 契約に伴って生じる債権と債務について、契約の決済時点ではなく契約の締結時点でその発生を認識
  - b) 時価で評価した正味の債権または債務の金額を、貸借対照表に資産または負債として計上
  - c) 時価変動による評価差額を当期の損益として処理
- 設例10(P106,107): 債券の先物取引
  - 契約日: 時価@106、先物価格@130
  - 決算日: 時価@101、先物価格@126
  - 売却日: 時価@101、先物価格@126
  - 現物: @106で取得を@101で売却 @5損失
  - 先物: @126で購入、@130で売却 @4利益
  - 保有証券の評価損を先物取引の利益で相殺



## 5-4.デリバティブとヘッジ会計

### 5-4-2.デリバティブ取引の会計

#### ヘッジ取引

- ある財貨の価格変動等による損失の可能性を減殺することを目的に先物取引などを手段として利用する取引
- デリバティブは主としてヘッジ目的
- 現物資産を保有せず、先物の値動きだけで売買差益を得ようとする投機目的にも利用
- ヘッジ対象
  - 相場の変動等による損失の可能性を回避しようとする対象項目(設例:国債)
- ヘッジ手段
  - その目的のために利用されるデリバティブなど(設例:先物)

## 5-4.デリバティブとヘッジ会計

### 5-4-3.ヘッジ会計

- ヘッジ取引をF/Sへ反映するには
  - ヘッジ対象から生じる損益
  - ヘッジ手段から生じる損益
    - 同一の会計期間に計上
- 例)「その他有価証券」の価格変動リスクを債券先物取引などのデリバティブでヘッジする場合
  - ヘッジ対象の有価証券の時価評価差額
    - 純資産の部に計上
  - デリバティブの時価評価差額
    - 当期の損益
    - ⇒ ヘッジ取引の効果は利益計算に反映されない
- ヘッジ会計(金融商品に関する会計基準29項)
  - ヘッジ対象の損益とヘッジ手段の損益を同一の会計期間に認識
  - ヘッジ効果を会計に反映させるための特殊な会計処理

## 5-4.デリバティブとヘッジ会計

### 5-4-3.ヘッジ会計

#### 特殊な点

- 会計基準に従った本来の会計処理とは異なる取扱いが必要
- 適用(金融商品に関する会計基準31項)
  - そのヘッジ取引が企業のリスク管理方針に従っていることが取引時に客観的に認められる
  - ヘッジ取引時以後もヘッジ手段の効果が定期的に確認されている

ヘッジ会計  
(方法)

繰延ヘッジ会計

時価ヘッジ会計

## 5-4.デリバティブとヘッジ会計

### 5-4-3.ヘッジ会計

#### 繰延ヘッジ会計: 原則

- 時価評価されているデリバティブなどのヘッジ手段の損益
  - ヘッジ対象項目の損益が認識される期間まで、B/Sの純資産の部に繰延ヘッジ損益として繰延べる
  - ⇒ B/Sで相殺

#### 時価ヘッジ会計

- ヘッジ対象の資産や負債に係る相場変動等を損益として当期に繰上げて計上
  - もともと時価評価されているデリバティブなどのヘッジ手段にかかる損益と、同一の会計期間に認識する方法
  - ⇒ P/Lで相殺



## 5-5. キャッシュ・フロー計算書

### 5-5-1. 資金情報の必要性

- 企業の収益力
  - 利益が現金の増加となって回収されることで確定
    - P/L: 利益が計上されていても、その同額の現金が増えた訳ではない
    - B/S: 流動負債を上回る流動資産を保有していても、負債の返済期日が資産の回収日より早く到来するのであれば、企業の債務返済能力は万全ではない
  - 企業が現金収入の余剰を生み出す能力、債務返済する能力を評価
    - 収入・支出に関する情報が必要
    - ⇒ **キャッシュ・フロー計算書**

## 5-5. キャッシュ・フロー計算書

### 5-5-1. 資金情報の必要性

- 期待される役割
  - ① 発生主義会計によって測定された利益額に、どの程度の資金的裏付けがあるかを示して、利益の品質を明らかにすること
    - ・ 例) 同額の売上による利益
      - ・ 代金が回収済みになって資金的な裏付けがある方が、利益の品質は高い
  - ② 資金繰りの観点から企業の安全性の評価に役立つ情報を提供すること
- 金融商品取引法
  - 連結キャッシュ・フロー計算書を公表するよう義務付け
  - 連結F/Sを作成しない場合は個別のキャッシュ・フロー計算書を作成
    - 「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」、同「注解」

## 5-5. キャッシュ・フロー計算書

### 5-5-2. 資金の概念

- 運転資本
  - 流動資産 — 流動負債
  - 直ちに支払手段にならないもの(売掛金、棚卸資産など)も含まれる
    - 最適な資金概念ではない
- 現金および現金同等物
  - 現金やそれに非常に近いものだけをもって資金と定義
  - 現金
    - 手元現金 + 要求払預金(当座預金・普通預金・通知預金など)
  - **現金同等物**
    - 容易に換金することができ、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資(3ヶ月以内の定期預金やCPなど)
    - ※ 株式等は価格変動リスクが高いため短期でも含まれない

## 5-5. キャッシュ・フロー計算書

### 5-5-3. キャッシュ・フローの区分表示

- C/F計算書
  - 資金の期首残高が期中の変動を経て、期末残高に至るプロセスを明らかにする書面
    - 資金の変動を適切に表示
    - ⇒ 企業が営む活動の種類に応じてC/Fを区分



## 5-5. キャッシュ・フロー計算書

### 5-5-3. キャッシュ・フローの区分表示

#### ● 営業活動

● 企業が主として営む事業に関連する活動

##### ● 収入

● 売上収入

##### ● 支出

● 商品・原材料の仕入の支出、人件費や販売費の支出

#### ● 投資活動

● 調達資金を各種の資産に投下する活動

● 設備投資、証券投資、融資の3つから構成

##### ● 収入

● 中古設備の売却収入、有価証券の売却収入、貸付金の回収など

##### ● 支出

● 固定資産への資本的支出、有価証券を取得するための支出、新規の貸付など

## 5-5. キャッシュ・フロー計算書

### 5-5-3. キャッシュ・フローの区分表示

#### ● 財務活動

● 資金の調達と返済

##### ● 収入

● 新規の借入や社債発行および増資など

##### ● 支出

● 借入金返済や社債の償還など

#### ● 利子および配当の区分方法

a) 受取利息・受取配当金・支払利息 → 営業活動

支払配当金 → 財務活動

・ 営業活動のC/Fが每期反復して生じる経常的な収支項目

b) 受取利息・受取配当金 → 投資活動

支払利息・支払配当金 → 財務活動

・ 受取項目: 投資活動の成果

・ 支払項目: 財務活動による資金調達に付随した支出

## 5-5. キャッシュ・フロー計算書

### 5-5-4. C/F計算書の作成方法

#### ● 直接法

● 期中の収入額と支出額の総額を記載

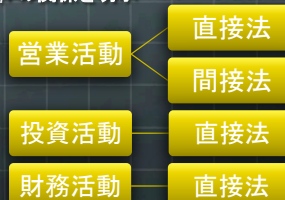
● 期中における資金の増減を直接的に明らかにする方法

→ 企業の収支を総額で表示

#### ● 間接法

● P/Lの当期純利益に所定の調整を加える事により期中の資金変化額を間接的に明らかにする方法

→ 当期純利益とC/Fの関係を明示



## 5-5. キャッシュ・フロー計算書

### 5-5-4. C/F計算書の作成方法

#### ● 3つのF/Sの相互関係 (P113: 図表5-4)

● P/L: 期首から期末の資本金の増減を説明

● C/F: 期首から期末の現金の増減を説明

#### ● 直接法によるC/F計算書の作成

● 現金a/cの記録

● 商品の仕入 → 営業活動

● 備品の購入 → 投資活動

● 借入金 → 財務活動

● B/SとP/Lから導出 (P114: 図表5-5)

● B/Sには収入と収益の食い違い分、支出と費用の食い違い分が収容

● P/Lの収益と費用の項目に食い違い分を調整して収入・支出に変換

● 例) 売上収益のうち未回収額はB/Sの売掛金

● 控除することで売上収入がわかる



## 5-5. キャッシュ・フロー計算書

### 5-5-4. C/F計算書の作成方法

- 🌐 直接法によるC/F計算書の作成表 (P115: 図表5-6)
  - 1) 比較B/Sの作成 (期首と期末の変化額)
  - 2) 現金以外の項目を関連するP/L項目に振替、関連項目がない場合は新規に項目設定
  - 3) 2)で振替えられてきた調整額を加算・減算してC/Fへ
  - 4) 現金の変化額を振替えて貸借が一致
- 🌐 間接法によるC/F計算書の作成
  - 🌐 当期純利益を出発点に収益と収入の食い違い、費用と支出の食い違いを調整
  - 🌐 発生主義利益から現金主義の収支差額に変換
- 🌐 間接法によるC/F計算書の作成表 (P117: 図表5-7)
  - 1) 比較B/Sの作成 (期首と期末の変化額)
  - 2) 現金以外の項目を営業活動・投資活動・財務活動に区分してC/F計算書に振替

## 5-5. キャッシュ・フロー計算書

### 5-5-4. C/F計算書の作成方法

- 🌐 B/S等式からみたメカニズム
  - ① 資産 = 負債 + 資本
  - ② 現金 + その他の資産 = 負債 + 資本  
↓ Δ: 期中変化額
  - ③ Δ現金 = -Δその他の資産 + Δ負債 + Δ資本
  - ④ Δ現金 = -Δ売掛金 -Δ商品 -Δ備品 + Δ負債 + Δ資本
  - ⑤ Δ現金 = -Δ売掛金 -Δ商品 -(備品購入支出-減価償却費) + Δ負債 + 当期純利益
  - ⑥ Δ現金 = 当期純利益 + 減価償却費 -Δ売掛金 -Δ商品 -備品購入支出 + Δ借入金
- 現金の期中変化額
  - 当期純利益を出発点に現金以外の資産や負債の期中変化額などを調整した額に等しい

## 復習

1. 株式・債券・預貯金などの伝統的な金融資産から派生してきた新しい金融取引のことを何とよぶ？
2. 上記1.にかかる契約と一般の金融資産および金融負債を称して何とよぶ？
3. ある財貨の価格変動等による損失の可能性を減殺することを目的に先物取引などを手段として利用する取引を何とよぶ？
4. 上記3.の取引で相場の変動等による損失の可能性を回避しようとする対象項目を何とよぶ？
5. 上記3.の取引でその目的のために利用されるものを何とよぶ？
6. 上記3.の取引を財務諸表へ反映するための会計を何とよぶ？

## 復習

7. 上記3.の取引の会計処理として金融商品に関する会計基準で定められている方法を2つ挙げてください。
8. 企業の収支情報を開示するために作成する財務諸表名は？
9. 上記8.の財務諸表で資金と定義されているものは、現金と何？
10. 上記8.の財務諸表では、資金の変動を企業が営む活動の種類に応じて区分しています。3つの区分を挙げてください。
11. 上記8.の財務諸表を作成する方法を2つ挙げてください。

2012/12/14

## 2012年度秋学期 財務会計

【第11回】売上高と売上債権（Ⅰ）  
経済学部 山根陽一

1 (C) YAMANE Yoichi All right reserved

2

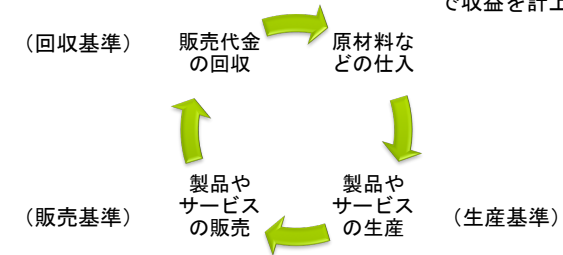
2012/12/14

## 6-1.営業循環における収益の認識 6-1-1.3つの収益認識基準

### ● 営業循環 (operating cycle)

#### ● 例) 製造業

収益の会計の重要な論点  
・ 営業循環のうちどの時点で  
収益を計上するか



(C) YAMANE Yoichi All right reserved

3

2012/12/14

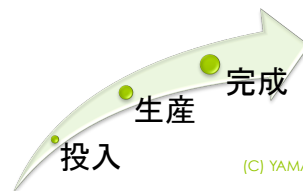
## 6-1.営業循環における収益の認識 6-1-1.3つの収益認識基準

### ● 収益

- 企業の経済活動を通じた価値形成によって発生

### ● 例) 製造業

- 原材料が生産プロセスに投入された時点から  
徐々にその価値増加に見合う収益を計上



(C) YAMANE Yoichi All right reserved

4

2012/12/14

## 6-1.営業循環における収益の認識 6-1-1.3つの収益認識基準

- 見込生産の場合  
→ 生産が完了しても完成品の全部が予定した価格で販売できるとは限らない
- 生産プロセスの進行に伴う収益の計上  
→ 主観的な販売見込による不確実なもの
- 販売活動
  - 経済活動の成果を達成するための努力
  - 顧客を見つけて製品やサービスを販売  
↓ 販売の成功
  - 企業が新たに生み出した価値が経済社会で受入れられたことを意味
- → 恒久性を備えた確実で客観的なもの  
= 「投資のリスクからの解放」

(C) YAMANE Yoichi All right reserved



## 6-1.営業循環における収益の認識

### 6-1-1.3つの収益認識基準

- 販売代金の回収は比較的に容易な付随業務  
⇒ 製品やサービスの販売時点で計上するのが最も適切
- 実現原則（2要件）
  - a) 財貨やサービスが相手に引渡されたこと
  - b) その対価として現金・売掛金などの貨幣性資産を受取ったこと
 → 一般に販売時点での収益計上を規定
- **販売基準**（sales basis）※引渡基準
  - 財貨やサービスの販売時点で収益を認識する方法

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 6-1.営業循環における収益の認識

### 6-1-1.3つの収益認識基準

- 確実かつ客観的な収益の計上のために重要なこと
  - a) 財貨やサービスの引渡により顧客が特定
  - b) 対価の貨幣性資産の受入れにより取引価格が確定
- 見込み生産
  - 2条件が満たされるのは販売時点
- 2条件が財貨の引渡よりも前の段階で満たされている場合
  - 販売以前の生産段階で収益を計上するほうが適切
  - a) 不動産賃貸業や貸金業のように、継続的なサービス提供の基礎となる契約が事前に存在している場合
  - b) 建設業・造船業のように、生産以前に請負契約が締結されて顧客と取引価格が確定している場合
  - c) 金銀等の貴金属や契約栽培の農産物のように、所定価格での生産物の容易な販売を保証する市場が存在している場合

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 6-1.営業循環における収益の認識

### 6-1-1.3つの収益認識基準

- a)：時間基準
  - 継続的なサービス提供では時間の経過に応じて、確実かつ客観的に収益を計上することができる
- b)：工事進行基準
  - 請負契約で生産進行度合いに応じて、確実かつ客観的に収益を計上することができる
- c)：収穫基準
  - 生産が完了しさえすれば、企業は販売努力を要せず、その段階で収益は確実になる
- **生産基準**（production basis）
  - 生産プロセスの進行や完了を基礎として収益を認識する方法

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 6-1.営業循環における収益の認識

### 6-1-1.3つの収益認識基準

- 営業の形態によっては、販売が成立しただけでは企業活動の成果がいまだ確実ではないケースも存在
- 例) 販売代金が長期の分割払い
  - 代金が完全には回収されないおそれが強い
  - 販売の達成以外に代金の回収についても相当の努力を要する
  - 実際に代金の回収が行われるまでは、収益は不確実な状態
  - ↓ 確実かつ客観的に収益を計上
  - ⇒ 代金の回収時点で回収分に応じて収益を計上
- **回収基準**（collection basis）
  - 現金主義における収益の計上と同じ
  - 例外的な会計処理

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 6-1. 営業循環における収益の認識

### 6-1-2. 利益計算への影響の比較

| 会計期間 | 製造原価        | 代金回収        | 販売基準                  | 生産基準                            | 回収基準                              |
|------|-------------|-------------|-----------------------|---------------------------------|-----------------------------------|
| 1    | 150(15%)    |             |                       | $1,600 \times 15\% - 150 = 90$  |                                   |
| 2    | 550(55%)    |             |                       | $1,600 \times 55\% - 550 = 330$ |                                   |
| 3    | 300(30%)    | 800(50%)    | $1,600 - 1,000 = 600$ | $1,600 \times 30\% - 300 = 180$ | $800 - 1,000 \times 50\% = 300$   |
| 4    |             | 600(37.5%)  |                       |                                 | $600 - 1,000 \times 37.5\% = 225$ |
| 5    |             | 200(12.5%)  |                       |                                 | $200 - 1,000 \times 12.5\% = 75$  |
| 合計   | 1,000(100%) | 1,600(100%) | $1,600 - 1,000 = 600$ | $1,600 - 1,000 = 600$           | $1,600 - 1,000 = 600$             |

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 6-1. 営業循環における収益の認識

### 6-1-2. 利益計算への影響の比較

- 販売基準
  - 販売時（第3期）に売上 & 売上原価を計上
- 生産基準
  - 販売基準より早く計上
- 回収基準
  - 販売基準より遅く計上
- 5年間の営業循環
  - 利益総額500万円は変わらない

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 6-2. 販売基準

### 6-2-1. 通常の販売

- 販売基準：最も原則的な収益認識基準
  - 製品の引渡しやサービスの提供
  - 対価として現金・受取手形・売掛金などの貨幣性資産の取得
 → 貨幣性資産の額に基づいて売上収益を計上
- 消費税の取扱



(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 6-2. 販売基準

### 6-2-1. 通常の販売

- 税抜方式
  - 買手から受取った消費税額を、売上収益に含めない方式
    - 仕入時に支払った消費税 → 仮払消費税
    - 販売時に受取った消費税 → 仮受消費税
    - 両者の差額を未払消費税として計上
- 税込方式
  - 買手から受取った消費税額を、売上収益に含める方式
    - 消費税を含めて収益と費用を計上
    - 最終的に企業が納付すべき消費税の額は租税公課としてP/Lに計上
- 消費税
  - 最終的に消費者が負担すべきもの
  - 企業はそれを消費者から預かって国に納付しているに過ぎない
  - 費用に計上する税込方式よりも税抜方式が適切
- ※ 会計処理
  - 重要な会計方針として注記

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 6-2.販売基準

### 6-2-1.通常の販売

2. 値引・返品・割戻・割引
    - 販売時点で計上した収益と売掛金
      - 種々の理由により、その一部が事後的に減額
      - 例) 値引・返品・割戻
    - a) 売上値引
      - 製品の品質不良や欠陥などの理由
      - 単位当たりの売価を切り下げることから生じた掛け代金の減額分
    - b) 売上返品
      - 一旦引渡した製品が、品違いや欠陥により返送
    - c) 売上割戻
      - 一定期間中に所定の金額や数量を超えて取引
      - 売上代金の一部を売掛金と相殺（販売促進）
- ⇒いずれも売上収益と売上債権を同額ずつ相殺して減額

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 6-2.販売基準

### 6-2-1.通常の販売

- 売上割引
  - 定められた短期間内に得意先が掛代金を支払う場合
  - 金利相当分だけ掛代金の支払を免除  
(代金回収の促進)
- 回収免除額
  - 金利の性格
  - 売上値引や売上割戻とは異なる
  - ⇒ 売上高と相殺せず、売上割引の名称を用いて、  
P/Lの営業外費用として取扱う

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 6-2.販売基準

### 6-2-2.特殊販売

- 特殊な形態の販売取引
  - 委託販売、受託販売、試用販売、予約販売、割賦販売、工事契約など
- 原則的な収益認識基準
  - 販売基準
- 取引の特殊性
  - 通常の販売基準とは若干異なる時点で収益の計上
  - 販売基準以外の例外的な基準の採用

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 6-2.販売基準

### 6-2-2.特殊販売

1. 委託販売と受託販売
  - 委託販売
    - 他企業（受託者）に自己の商品の販売を依頼する取引
  - 受託販売
    - 他企業（委託者）の商品の販売を自己が引受ける取引
  - 受託者
    - 委託者のために商品を販売
    - 代金から自己が受取るべき手数料と販売に要した費用を控除し、その残額を委託者に支払う
    - 計算過程を表示して委託者に販売の詳細を通知するための書面  
(売上計算書、仕切精算書)

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 6-2.販売基準

### 6-2-2.特殊販売

- 通常の販売
  - 商品の引渡時点て売上収益を計上
- 委託販売
  - 委託者が受託者に商品を引渡しても、貨幣性資産が獲得されたわけではない
    - この時点で収益を計上してはならない
    - ⇒ 収益の計上は受託者がその商品を第三者に販売した時点
- 例) 受託者が当方の決算日の直前に販売
  - 連絡が決算日後に到達する場合
    - 決算手続き中に売上計算書が到達すること等により決算日までに販売された事実が明らかになったもの
    - ⇒ 決算日前の期間の売上収益に計上
- ※ 実務上
- 受託者の販売日を常に性格に把握することは困難
  - 売上計算書が販売のつど送付されている場合
  - ⇒ 計算書が到達した日をもって売上収益を計上することができる (企原・注6 (1) )

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 6-2.販売基準

### 6-2-2.特殊販売

2. 試用販売
  - 返品を自由を条件として得意先に商品を発送し、試用のうえ気に入れば買取ってもらう形態の販売取引
- 商品の発送時点
  - いまだ対価の貨幣性資産は成立していない
    - 得意先が買取りの意思表示をする時点で計上 (企原・注6 (2) )
3. 予約販売
  - 将来の商品引渡やサービスの提供を約束して、買手から予約金をとって行われる形態の販売取引
  - 予約金を受け取った時点
    - 貨幣性資産の受領は成立
      - 商品の引渡しやサービスの提供は行われていない
      - ⇒ 商品の引渡しやサービスの提供が完了した部分だけを収益に計上 (企原・注6 (4) )

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 6-2.販売基準

### 6-2-2.特殊販売

4. 割賦販売
  - 代金を何回かに分割し、定期的に均等額ずつ受取る形態の販売取引
- 商品を引渡した時点
  - 対価としての貨幣性資産が取得
    - 商品等を引渡した日に売上収益を計上: 原則 (企原・注6 (4) )
5. 工事契約
  - 受注生産のように仕事の完成に対して対価が支払われる請負契約のうち、基本的な仕様や作業内容を顧客の指図に基づいて行うもの
  - 工事完成基準 (←販売基準を適用)
    - ⇒ 工事が完成した時点で計上
  - 工事進行基準 (←生産基準を適用)
    - 工事の進行度合いに応じて収益を計上

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 6-2.販売基準

### 6-2-3.内部売買と内部利益の控除

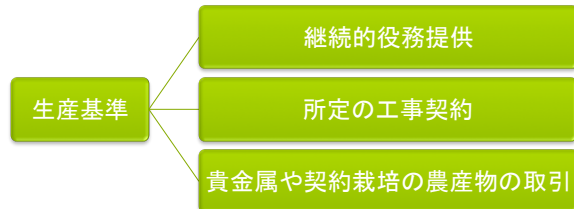
- 経営管理の促進、部門ごとの利益測定
  - 本社・支店・工場などをそれぞれ別個の会計単位として独立
  - 部門間での商品等の受渡しに際して所定の利益を加算
  - 内部売上および内部仕入として記録
- 部門間での商品等の受渡し
  - 企業内部での財貨の移動
  - ⇒ 本来の売買ではない
- 利益が加算された商品等
  - 期末に企業内に残留
    - 未実現利益が含まれている (内部利益)
  - 対外的に公表する財務諸表
    - ⇒ 内部売上や内部仕入を相殺 + 内部利益の除去
- a) 売上高から内部売上高を控除し、仕入高 (売上原価) から内部仕入高 (内部売上原価) を控除
- b) 期末棚卸高から内部利益を控除 (企原・注11)

(C) YAMANE Yoichi All right reserved



## 6-3.生産基準

### 6-3-1.継続的役務提供



- 継続的役務提供
  - 不動産の賃貸や金銭の貸付のように、事前に締結された契約に基づいて継続的なサービス提供を行う取引
  - 取引相手とその対価が確定
    - 時間の経過に基づいて確実かつ客観的な収益を算定
    - ⇒ 生産基準による収益計上が妥当

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 6-3.生産基準

### 6-3-1.継続的役務提供

- a) 提供したサービスに対して、対価の支払を受けていない場合
  - 時間の経過に見合う額を当期の収益に含めるとともに、その額を未収収益として資産に計上
- b) 対価の支払を受けたが、サービスの提供期間が完了していない場合
  - 未経過の期間に対応する額は当期の収益に含まれず、その額は前受収益として負債に計上
- **時間基準**
  - 経過時間に基づいて収益を計上

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 6-3.生産基準

### 6-3-2.工事進行基準を適用する工事契約

- 工期が決算日をまたぐ工事契約
  - 工事完成基準を適用
    - 工事収益は工事の完成・引渡日に属する最終年度だけに集中して計上
    - 経済活動が複数の年度にわたって行われる事実と反する
    - 工事の進行途上でも、進捗部分について経済活動の成果が確実であると認められる
    - ⇒ 工事進行基準で会計処理するのが合理的
- 成果の確実性（基準9項）
  - ① 工事収益総額
  - ② 工事原価総額
  - ③ 決算日における工事進捗度
- **原価比例法**
  - 工事原価総額の見積額のうち、当期末までに発生した実際工事原価の割合による方法
- ①②③が変更（基準16項）
  - 影響額を変更年度の損益として処理
- 損失の発生が見込まれる場合（基準19項）
  - 損失予想額について工事損失引当金の計上

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 6-3.生産基準

### 6-3-3.金銀及び契約栽培の農作物

- 鉱山から採掘された金や銀
- 食品メーカー等との間で前もって生産高の全量買取の契約が締結されている農作物
  - 生産が完了し引渡しが可能になった時点で収益を計上しても、確実性や客観性が損なわれることはない
  - ⇒ 経済的事実を反映した望ましい結果
- **収穫基準**
  - 生産完了時点での市場価格から、販売に要する諸費用を控除した純実現可能価額に基づいて計上

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 6-4.回収基準

### 6-4-1.割賦販売の例外的基準

#### ○ 割賦販売

- 代金の回収が長期の分割払いであることに起因して、代金回収上の危険率が高かったり、回収のために多額の付随費用を要する場合

↓ 販売基準に代えて

#### a) 回収期限到来基準

- 分割代金の回収期限の到来日に売上収益を計上
- 権利義務確定主義

#### b) 回収基準

- 分割代金の実際の入金日に売上収益を計上
- 現金主義

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 6-4.回収基準

### 6-4-1.割賦販売の例外的基準

#### ○ 割賦基準 (installment basis)

- 割賦販売に特有の方法 (先の2つの基準)

- 重要な会計方針に注記

#### ○ 法人税法

- ⇒ 延払基準

#### ○ 長期割賦販売等

- ① 代金の支払が3回以上に分割
- ② 商品引渡日から最終支払日までの期間が2年以上
- ③ 商品引渡日までの支払額 (頭金) が代金の3分の2以下

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 6-4.回収基準

### 6-4-2.回収基準による記帳方法

#### ○ 記録法

1. 商品の引渡し時点で、割賦未収金及び割賦仮売上という対照勘定を用いて売価を記録し、代金の回収に伴ってこれらを相殺するとともに売り得げ収益を計上する処理法

→ 売上収益自体が代金回収時に計上

2. 商品の引渡し時点で売上収益を計上するが、決算時点で未回収の販売代金に含まれる利益の額を計算し、これを未実現利益として控除する処理法

→ 各期間の売上収益は、販売基準と同額

⇒ 未実現利益の控除により、結果的には回収済の販売代金に対応する利益だけが計上

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 復習

1. 収益認識には営業循環のいつ認識するかで、大まかに3つの基準があります。その3つを挙げてください。
2. 上記1.の基準のうち、原則的な処理は何ですか。
3. 上記1.の3つの基準で、それぞれを採用した際に利益計算の影響額をその収益認識の時期に絡めて特徴を述べてください。
4. 消費税の会計処理には2つの処理があります。その2つを挙げてください。さらに、どちらが適切か理由も含めて述べてください。

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 復習

5. 値引・返品・割戻・割引のうち、売上割引が売上値引や売上割戻とどのように性質がかり、そのためどのような処理を行うか述べてください。
6. 割賦販売の原則的な処理は何ですか？また、例外処理を2つ挙げてください。
7. 工事契約における2つの処理方法を挙げてください。
8. 生産基準における継続的役務提供や契約栽培の農作物等に採用される収益認識基準の名称をそれぞれ挙げてください。

# 2012年度秋学期 財務会計

【第12回】売上高と売上債権（Ⅱ）、棚卸資産と売上原価（Ⅰ）

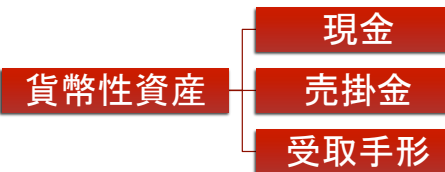
経済学部 山根陽一

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

2012/12/21

## 6-5.売上債権

### 6-5-1.売掛金



#### ➤ 売上債権

- 売掛金と受取手形

#### ➤ 売掛金

- 得意先との間の通常の取引に基づいて発生した営業上の未収入金
- 商品の売上などその企業の主たる営業取引から生じたもの

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

2012/12/21

## 6-5.売上債権

### 6-5-1.売掛金

#### ➤ 未収金

- 主たる営業以外の取引から生じたもの

#### ➤ 未収収益

- 一定の契約に従い継続して役務の提供を行う場合に、すでに提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていない額

#### ➤ 売掛金

- 営業循環過程 → 原則：流動資産
- 営業循環から離れたもの（破産債権・更正債権）  
→ 1年基準の適用：固定資産「投資その他の資産」

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

2012/12/21

## 6-5.売上債権

### 6-5-2.受取手形

#### ➤ 受取手形

- 得意先との間の通常の取引の対価として受取った手形債権
  - 他人振出の約束手形の受取
  - 他人引受の為替手形の受取
- 手形という紙媒体ではなく、電子記録された債権
  - 電子記録債権：B/Sに区分掲記
- 営業循環過程 → 流動資産
- 融資に伴って生じた手形など
  - 貸付金として把握 ⇒ 1年基準
- ※満期日前に支払不能になった場合も同様

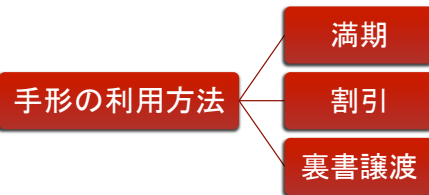
(C) YAMANE Yoichi All right reserved

2012/12/21



## 6-5.売上債権

### 6-5-2.受取手形



#### ✧ 手形割引

- ✧ 満期日前の手形を銀行等へ持込み、満期日までの金利に相当する割引料を負担して早期に現金化すること

#### ✧ 裏書譲渡

- ✧ 満期日前の手形の裏面に署名をし、代金入金などの支払のために譲渡をすること

## 6-5.売上債権

### 6-5-2.受取手形

#### ✧ 割引や裏書譲渡

- ✧ 金融資産の消滅を認識するための3要件を充足

- 譲受人には手形上の権利が法的に保全
- 譲受人はその権利を通常の方法で享受できる
- 譲渡人はもはやこれを買戻す権利を有しない

→ 手形割引は銀行等に対する手形の売却

→ 裏書譲渡は支払代金等の対価の支払

⇒ 受取手形の消滅を記録

#### ✧ 偶発債務 (contingent liability)

- ✧ 不渡：手形の所持人からの召還請求に応じる義務

→ 金融資産の消滅に伴って新たに発生した金融負債

⇒ 金融負債を時価評価のうえ、保証債務という勘定科目で負債に計上

※ 額面金額をB/Sに注記

## 6-5.売上債権

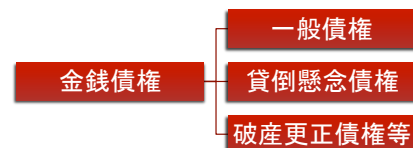
### 6-5-3.貸倒引当金

#### ✧ 貸倒れによる損失

- ✧ 販売促進のための現金取引ではなく信用を供与したことに伴うコスト
- 売上収益に対応する費用
- + 売掛金等の回収見込額の算定機能

#### ✧ 貸倒引当金

- ✧ 過去の実績等に基づいて貸倒れ見積額を算定
- ✧ 当期の販売費の1項目としてP/Lに計上
- 債務者の財政状態を考慮して債権を区分



## 6-5.売上債権

### 6-5-3.貸倒引当金

#### ✧ B/Sへの記載

- B/Sの本体の上で、受取手形・売掛金・貸付金などの科目ごとに債権金額から貸倒引当金を控除する方式
- 貸倒引当金を科目別に区別せず、債権額の全体から貸倒引当金の合計額を控除する方式
- B/Sの本体には貸倒引当金を控除した後の債権額を記載し、控除された貸倒引当金の額を科目ごとに注記する方式
- 控除した貸倒引当金を科目ごとに区分することなく、合計だけを注記する方式

#### ✧ 期末に設定された貸倒引当金

- ✧ 翌年に貸倒れが実際に生じた時点で売掛金等と相殺されて減少、翌期末時点で再び必要額を繰入れ
- ✧ 不要となった貸倒引当金の取崩額による戻入
- ✧ 新規の繰入額と相殺

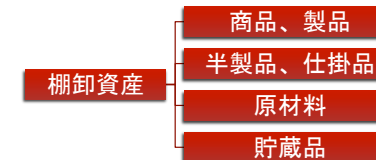
## 6-5.売上債権

### 6-5-3.貸倒引当金

- ㊦ P/Lへの記載
  - ㊦ 営業上の取引から生じた債権に対する部分
    - ㊦ 営業費用のうちの販売費
  - ㊦ 営業外の取引から生じた債権に対する部分
    - ㊦ 営業外費用
  - ㊦ 取崩額の方が大きい場合
    - ㊦ 営業債権の場合
      - ㊦ 差額を当期の販売費から控除
    - ㊦ 営業外債権の場合
      - ㊦ 営業外損益に計上
  - ㊦ 過年度で債権額を直接減額した後に残額を上回る回収があった場合
    - ㊦ → 営業外収益
    - ㊦ × : **償却債権取立益**

## 7-1.棚卸資産の範囲と区分

- ㊦ 棚卸資産会計
  - ㊦ 利益計算の中で中心的な役割をもった領域
- ㊦ 売上原価
  - ㊦ 企業が商品や製品などの棚卸資産を販売によって払出した金額として算定
- ㊦ **棚卸資産**
  - ㊦ 売上収益を得るために払出すことを予定して保有している財貨で、短期のうちに数量的に減少する項目



## 7-1.棚卸資産の範囲と区分

- ㊦ **棚卸資産**
  - a) 通常の営業過程において販売するために保有する財貨や用役
    - ㊦ **商品** : 完成品を他企業から購入
    - ㊦ **製品** : 自社生産
      - ※ 副産物や作業屑
      - ※ 証券会社、銀行 : 販売目的で保有する有価証券
      - ※ 不動産業者 : 販売目的で保有する土地や建物
  - b) 販売を目的として現に製造中の財貨や用役
    - ㊦ **半製品** : 未完成のまま販売できる市場があるもの
      - ※ 部品 : 一般的に販売市場がある
    - ㊦ **仕掛品** : 未完成のまま販売できる市場がないもの
      - ※ 建設業 : 半成工事
  - c) 販売目的の財貨や用役を生産するために、短期間に消費する予定の財貨
    - ㊦ **原材料** : 他社から購入した部品
    - ㊦ 工場用消耗品、消耗工具器具備品
  - d) 販売活動と一般管理活動において短期間に消費する予定の財貨
    - ㊦ **貯蔵品** : 荷造用品、事務用消耗品

## 7-1.棚卸資産の範囲と区分

- ㊦ B/Sへの記載
  - ㊦ 現金預金・受取手形・売掛金・有価証券の次
  - ㊦ 3グループに区分して記載
    - ① 商品および製品（半製品含む）
    - ② 仕掛品
    - ③ 原材料および貯蔵品



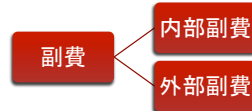
## 7-2. 棚卸資産の取得原価

### 7-2-1. 購入の場合

将来費用となる資産の会計処理の論点



- 棚卸資産
  - a) 仕入や生産による取得原価の決定
  - b) 取得原価の総額を売上原価と次期繰越額への配分
  - c) 期末に繰越額を評価してB/Sへの計上額を決定
- 購入の場合
  - 購入した棚卸資産の取得原価
    - 購入代価に付随費用（副費）を加算



## 7-2. 棚卸資産の取得原価

### 7-2-1. 購入の場合

- 副費
  - 外部副費（企業外部で発生）
    - 取引運賃、購入手数料、関税など
  - 内部副費（企業内部で発生）
    - 購入事務費、検収費、保管費など
- 仕入値引
  - 品質不良等による単価の切り下げ分
- 仕入割戻
  - 多額の購入をしたことによる代金の減額分
    - 購入代価から控除
- 仕入割引
  - 金利の性格
    - 営業外収益

## 7-2. 棚卸資産の取得原価

### 7-2-2. 自社生産の場合

- 取得原価
  - 適正な原価計算の基準（**原価計算基準**）に準拠して算定された製造原価
- 原価計算
  - **実際原価計算**
    - 財貨や用役の実際消費量と、実際の取得価格（予定価格含む）を用いて製品の原価を計算する方法
  - **標準原価計算**
    - 財貨や用役の消費量を科学的・統計的調査に基づいて能率の尺度となるように設定し、これに予定価格または正常価格を用いて、製品の原価を計算する方法
  - **直接原価計算**
    - 製造に要する諸費用を、生産量に比例して発生する変動費と、生産量の変化しても発生額が変化しない固定費に分類し、変動費だけを用いて製品の原価を計算する方法

## 7-2. 棚卸資産の取得原価

### 7-2-2. 自社生産の場合

- 財務諸表の作成
  - 実際原価計算、標準原価計算
    - ※ 予定価格を用いた場合、標準原価計算
      - 原価差額が重要
        - 製品単位当たりの原価数値を調整
    - ※ 直接原価計算
      - 固定費が含まれない → 採用できない
- 例）単一製品の見込み生産（実際原価計算）
  - a) 材料費・労務費・経費に分類
  - b) 当期総製造費用を仕掛品a/cへ振替
    - 期首仕掛品の金額を合算の上、合計額を期末までに完成した部分と未完成部分に配分
  - c) 完成品に配分された当期製品製造原価を完成品数量で割算

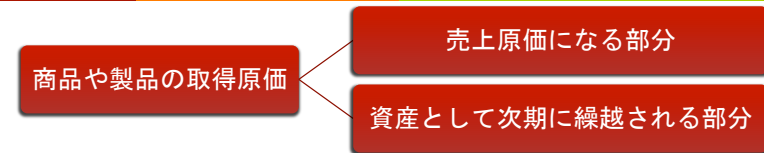
## 7-2. 棚卸資産の取得原価

### 7-2-2. 自社生産の場合

- 完成品原価
  - 製品a/cに振替 → 販売された部分は売上原価
    - 売上高と対比する形でP/Lに計上
  - 原材料・仕掛品・製品の期末棚卸高
    - 期末のB/Sに流動資産として記載
- 製造業
  - 製品の製造原価の動向
    - 経営成績に重要な影響
  - ⇒ **製造原価報告書**をP/Lに添付して公表  
(金融商品取引法)
- 製造原価報告書
  - P147 図表7-3：仕掛品a/cの内容を要約表示したもの

## 7-3. 棚卸資産の原価配分

### 7-3-1. 払出数量の把握



- 棚卸資産の原価配分
  - 金額 = 数量 × 単価



## 7-3. 棚卸資産の原価配分

### 7-3-1. 払出数量の把握

- **棚卸計算法**
  - 払出数量 = 期首棚卸数量 + 当期受入数量 - 期末棚卸数量
  - 期中：棚卸資産の受け入れの都度、数量を記録
  - 期末：実地棚卸を行って実際の有高数量を把握
    - 期首数量と期中受入数量の合計から控除
  - 長所：事務的に非常に簡便
  - 短所：紛失や横領によって資産が減少しても把握できない
- **継続記録法**
  - 期中：受入と払出のつど、その数量を記録
    - 帳簿上の残高数量を常に算定
  - 在庫数量を常時把握
    - 実際有高との照合を通じて不正や誤謬を予防・発見
    - 在庫管理に不可欠
  - 定期的に実地棚卸を行って帳簿記録と比較する必要
    - 紛失や横領の有無または在庫帳の記録の正確性が判明
  - 棚卸減耗
    - 実際の有高数量が帳簿上の数量に不足する部分

## 7-3. 棚卸資産の原価配分

### 7-3-2. 売上原価の計上

- 売上原価
  - 特徴
    - 売上収益との対応関係を特定の財貨を媒介として直接的に識別できる点
  - **個別的対応**
    - 収益と費用の対応関係
  - 発生主義会計
    - 収益との個別対応が可能な費用項目は、収益を計上するつど同時に計上する（原則に合致した処理）
    - + 経営管理の観点からも対応づける必要
- ⇒ 商品等の受払を記録する有高帳などの詳細な会計記録が整備されていなければならない



## 7-3. 棚卸資産の原価配分

### 7-3-2. 売上原価の計上

#### ➤ 売上原価の仕訳処理

##### ➤ 販売のつど売上原価を計上する場合（分記法）

- ① 期中に商品を仕入れるつど、取得原価を**商品勘定**に資産計上
- ② 期中に商品を販売するつど、売上高を計上すると同時に、払出した商品の取得原価を**売上原価勘定**へ振替
- ③ 決算整理仕訳必要なし：販売のつど収益と費用が並行して計上されると同時に、商品勘定の残高は常に在庫金額と一致

##### ➤ 期末に一期間の売上原価を一括して計上する方式

- ① 期中に商品を仕入れるつど、取得原価を**仕入勘定**に計上
- ② 期中に商品を販売するつど、売上を計上するが、対応する売上原価は計上しない
- ③ 期末の決算整理において、期首の在庫金額を仕入勘定に振替えるとともに、期末の在庫金額を仕入勘定から控除して、**繰越商品勘定**に計上

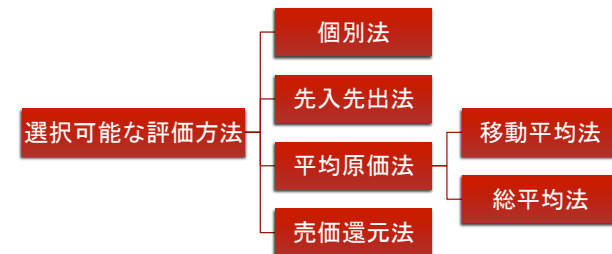
→ 仕入勘定の残高：一期間中の売上原価  
繰越商品勘定：期末の在庫金額

## 7-4. 払出単価の決定

#### ➤ 原価配分方法（棚卸資産の評価方法）

##### ➤ 各方法の背後：原価の流れに関する仮定

- 財貨の物理的な流れと同じである必要はない
- 選択した方法いかんにより利益計算に差異が生じる



## 7-4. 払出単価の決定

### 7-4-1. 取得原価を基礎とする方法

#### 1. 個別法（specific cost method）

- 個々の資産を受入れるつど区別して記録、払出時にも個々の資産の取得原価を払出単価とする
  - 個品管理が行われる財貨に適している
  - 大量に取得・生産・販売される規格品への適用
    - 多大な手数
    - 恣意的な選択による利益操作のおそれ

#### 2. 先入先出法（FIFO: first-in, first-out method）

- 最も古く取得されたものから順次払出が行われるという仮定
  - 大部分の財貨の物理的な流れと合致している
  - 物価上昇時
    - 物価水準を反映した売上収益に対して、単価の低い時代に取得した資産部分が売上原価
    - 保有期間中の価格上昇分が利益に含まれる
    - 期末棚卸高：決算時の時価に近い評価額

#### 3. 後入先出法（LIFO: last-in, first-out method）

- 先入先出法の逆
- 2010年4月以後開始する年度から採用が認められていない

## 7-4. 払出単価の決定

### 7-4-1. 取得原価を基礎とする方法

#### ➤ 平均原価法

- 取得した棚卸資産の平均原価を計算して払出単価とする方法

#### 4. 総平均法（weighted average method）

- 期首繰越分も含めた1ヶ月または1年度中の棚卸資産の取得原価の合計額を受入数量の合計で割算
  - 1回の平均値計算で算定できる点が便利
  - 期間が終了しなければ計算ができないという欠点
  - 売上と同時に売上原価を計上する仕訳方式は不可能
  - ⇒ 上記仕訳方式を採用する場合には予定価格を使用

#### 5. 移動平均法（moving average method）

- 棚卸資産を受入れるつど、その時点での在庫分と合わせて加重平均単価を算定し、次回に棚卸資産を受入れるまでの間の払出単価として利用する方法
  - 受入れるつどの計算となり手数を要する
  - 売上高と同時に売上原価を計上することが可能

## 7-4. 払出単価の決定

### 7-4-1. 取得原価を基礎とする方法

### 7-4-2. 予定価格を用いる方法

#### 6. 最終仕入原価法

- ㊦ 期末に最も近い時点で最後に棚卸資産を取得したときの単位当たり取得原価をもって、期末棚卸品の評価を行う方法
    - ㊦ 実務的には最も簡便
    - ㊦ 期末在庫数量が最終受入数量を超過する部分
      - ㊦ 取得原価ではなく時価に近い価額で評価
    - ㊦ 期末棚卸資産に重要性が乏しい場合においてのみ、採用が許容される方法
  - ㊦ 予定価格等を用いる方法
    - ㊦ 実際の取得原価とへ別に、予定価格や標準原価を設定し、棚卸資産の払出単価として利用
      - ㊦ 迅速な計算のため、事前に平均単価を見積もって設定した予定価格をもって払出単価とする場合
- ⇒ **原価差額**
- ㊦ 合理的に僅少の場合 → 売上原価に賦課
  - ㊦ 比較的多額の原価差額 → 売上原価と期末棚卸資産に按分して配賦
    - ※ 判断：総製造費用の約1%以内
  - ㊦ 売上原価に賦課された原価差額 → P/Lに売上原価の内訳科目
  - ㊦ 棚卸資産に配賦された原価差額 → B/Sの科目別に、各資産の金額に含めて記載

## 復習

1. 商品等の販売の対価として企業が獲得する貨幣性資産のうち、売掛金と受取手形をあわせて何とよびますか？
2. 売掛金と未収金の違いを説明してください。
3. 割引や裏書譲渡した手形が不渡りとなった場合、手形の所持人から償還請求があれば支払に応じなければならない遡及義務を会計上何とよびますか？
4. 貸倒引当金の金額は、債務者の財政状態を考慮して債権を3つに区分して算定することになっていますが、その3区分にはどのようなものがありますか？
5. 売上収益を得るために払出すことを予定して保有している財貨で、短期のうちに数量的に減少する項目を何とよびますか？
6. 原価計算の種類を3つ挙げてください。
7. 払出単価の決定方法である先入先出法の長所と短所を述べてください。

## 2012年度秋学期 財務会計

【第13回】棚卸資産と売上原価（Ⅱ）、有形固定資産と減価償却（Ⅰ）

経済学部 山根陽一

2013/01/11

(C)YAMANE Yoichi All right reserved

## 7-4. 払出単価の決定 7-4-3. 売価還元法

### + 売価還元法（小売棚卸法）

- + 異なる品目の資産を値入率の類似性に従ってグループに区分し、一グループに属する期末商品の売価合計額に原価率を適用して、期末棚卸品の金額を算定する方法
- + 主として小売業の期末棚卸額の計算に使用
  - + 小売業
    - + すべての商品に売価を表示した値札
    - + 期末の実地棚卸から売価による商品在庫の評価額を算定
    - + → 原価率を乗じる ⇒ 期末棚卸額（原価）
- + 原価率
  - + 売価還元平均原価法
    - +  $\frac{\text{期首繰越商品原価} + \text{当期受入原価総額}}{\text{原価総額} + \text{原始値入額} + \text{値上額} - \text{値上取消額} - \text{値下額} + \text{値下取消額}}$
    - ※ 法人税法（総平均法）の場合と等しくなる（棚卸減耗がない限り）
  - + 売価還元低価法
    - +  $\frac{\text{期首繰越商品原価} + \text{当期受入原価総額}}{\text{原価総額} + \text{原始値入額} + \text{値上額} - \text{値上取消額}}$
- + 法人税法が規定する計算式
  - +  $\frac{\text{期首繰越商品原価} + \text{当期受入原価総額}}{\text{売上高} + \text{期末繰越商品売価}}$

2013/01/11

2

(C)YAMANE Yoichi All right reserved

## 7-5. 棚卸資産の期末評価 7-5-1. 棚卸減耗費

### + 棚卸減耗

- + 帳簿上の期末在庫数量に対し、実地棚卸で判明した実際の在庫数量が不足するときの不足分（継続記録法）
- + 原価配分方法（FIFO、総平均法など）に従って割当てられる払出単価に不足数量を乗じて決定（**棚卸減耗費**）



- + 原価性がある棚卸減耗
  - + 毎期反復的に正常数量で発生するもの
    - 事業活動に不可欠なものとして売上収益と対応付け
  - + 原材料に関するもの
    - ⇒ 製造原価に算入
  - + 商品・製品に関するもの
    - ⇒ 売上原価または販売費に含める
- + 原価性がない棚卸減耗
  - + 臨時的または異常な原因で大量に発生したもの
    - 売上収益との対応関係が認められない
    - ⇒ 特別損失の区分に計上

2013/01/11

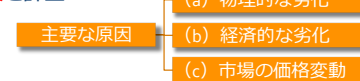
3

(C)YAMANE Yoichi All right reserved

## 7-5. 棚卸資産の期末評価 7-5-2. 販売目的で保有する在庫の棚卸評価損

### + 期末の時価が取得原価より下落している場合

- + 資産価値が減少したものと、評価額を時価まで切下げて**棚卸評価損**を計上



- a) キズ・ヨゴレ・型くずれなどの物理的欠陥
- b) 流行遅れや旧式化などの経済的な陳腐化
- c) 市場の需要変化に起因して売価が低下

### + 企業会計原則

- + (a)、(b)は強制認識、(c)については原価基準と低価基準の選択適用
- + **原価基準**
  - + 時価が下落しても取得原価で評価し続ける
- + **低価基準**
  - + 期末の時価と帳簿価額を比較して、いずれか低い方で評価

2013/01/11

4

(C)YAMANE Yoichi All right reserved

## 7-5.棚卸資産の期末評価

### 7-5-2.販売目的で保有する在庫の棚卸評価損

- + 国際的な会計基準
    - + 低価基準が妥当な期末評価基準
      - + 原価基準の問題点：損失の先送り
  - + 企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」
    - + 2008年4月以後に開始した年度より低価基準を強制
  - + 帳簿価額と対比すべき時価：正味売却価額
    - a) 売却市場での時価としての売価から、追加的な製造原価の見積額及び販売に要する直接経費の見積額を控除
    - b) 期末の売価が観察可能でなければ、期末前後の販売実績の価額を参照するなど、合理的な見積額
    - c) 営業循環過程から外れた滞留在庫のように、推定が困難なものは処分見込価額や定期的に切下げた評価額
    - d) 原材料のように再調達原価の方が把握しやすく、正味売却価額と連動すると想定される場合は再調達原価
  - + 簿価と時価の比較
    - + 原則：個別品目ごと
    - + 複数の品目をグループ化した方が適切であれば、継続適用を条件としてグループ別に比較
- ※ 売価還元低価法を適用して算定された期末在庫の金額は棚卸評価損を反映した評価額と見なすことができる

2013/01/11

5

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 7-5.棚卸資産の期末評価

### 7-5-2.販売目的で保有する在庫の棚卸評価損

- + 評価損の計上
  - + 売上原価
    - ※ 製品の生産に関連して不可避免的に発生するものは製造原価
- + 表示方法
  - + 売上原価や製造原価の内訳科目として区分表示
  - + 他の項目と合算のうえ棚卸評価損の額を注記してもよい
    - ※ 臨時の事象に起因し、かつ多額である場合 ⇒ 特別損失

時価評価後の会計処理方法

洗い替え方式

切放し方式

- + 洗い替え方式
  - + 期末に計上した評価損を翌期首に戻し入れて、翌期末の新たな時価と比較
  - + 翌期首の棚卸評価損戻入額は翌期末の棚卸評価損と相殺
- + 切放し方式
  - + 期末の時価評価額が翌期首に修正されることなく、そのまま帳簿価額として引き継がれる
- + 継続適用することを原則に、棚卸資産の種類ごと、および簿価切下の要因ごとに洗い替え方式と切放し方式を選択適用
  - ※ 特別損失に計上した棚卸評価損は洗い替え方式は適用できない

2013/01/11

6

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 7-5.棚卸資産の期末評価

### 7-5-3.トレーディング目的で保有する在庫の期末評価

- + トレーディング目的で保有する棚卸資産
  - + 当初から加工や販売の努力を行う意図をもたず、単に市場価格の変動によって利益を得る目的で棚卸資産を保有
    - + 売買目的有価証券と同様に金融商品としての性質
      - + 事業の遂行を妨げることなくいつでも市場価格での換金が可能
      - + 転売して換金する以外に保有目的を達成する方法もない
  - 市場で成立している価格こそが適正な評価額
  - ⇒ 決算にあたり期末時点の市場価額で評価してB/Sに計上
- + 取得原価との評価差額を純額で売上高に表示
- + 当期の損益として処理

2013/01/11

7

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 8-1.固定資産の範囲と区分

- + 固定資産
  - 事業用資産
  - 金融資産
- + 事業用資産
  - + 企業が経済活動を遂行するために1年を超える長期にわたって利用する固定資産
- + 金融資産
  - + 現金化されるまでの期間が決算日から1年を超える固定資産
- ※ 繰延資産
  - + 換金価値を有していないので固定資産には含めず、B/Sでは区別して記載

固定資産の表示区分

有形固定資産

無形固定資産

投資その他の資産

2013/01/11

8

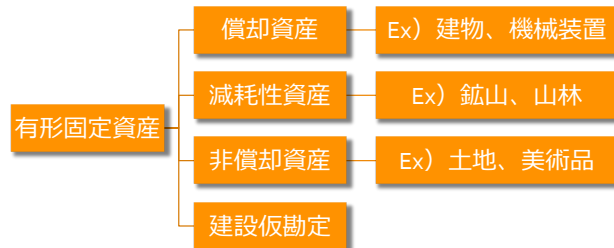
(C) YAMANE Yoichi All right reserved



## 8-1.固定資産の範囲と区分

### 8-1-1.有形固定資産

- + 有形固定資産
  - + 企業が1年を超えて利用するために保有している資産で、物理的な形態をもった項目



## 8-1.固定資産の範囲と区分

### 8-1-1.有形固定資産

- + 償却資産
  - + 使用しても数量的には減少しないが、その価値は使用や時の経過によって確実に低下
  - + 価値低下分を規則的に算定し、毎期末に資産の価額から減額して費用に計上（減価償却）
  - + 減価償却の適用対象 ⇒ 償却資産
- + 減耗性資産
  - + 採取によって数量的に減少し、最後には枯渇してしまう天然資源
  - + 採取された数量に応じて償却され、材料や製品の勘定に振替えられて、最終的には売上原価を構成
- + 非償却資産
  - + 使用や時の経過によっても価値の低下が生じないため、減価償却を行う必要がない有形固定資産
- + 建設仮勘定
  - + 工事の完成までに要するすべての支出額をいったん集計するために勘定
  - + 建設が完了して引渡しを受けた時点で、その性質を表す本来の資産勘定へ振替

## 8-1.固定資産の範囲と区分

### 8-1-2.無形固定資産

### 8-1-3.投資その他の資産

- + 無形固定資産
  - + 物理的な形態をもたないが1年を超える長期にわたって利用される資産項目
    - a) 特許権のような法律上の権利
    - b) コンピュータのソフトウェア制作費
    - c) 収益性の高い他企業の買収に伴って計上されるのれん
- + 投資その他の資産
  - a) 株式・公社債のうち、売買目的の有価証券と満期保有目的（1年以内）の債券を除いた、長期保有のもの
  - b) 預金・貸付金のうち、決算日から1年を超えて満期または返済期限が到来するもの
  - c) 破産債権・更正債権で、決算日から1年以内に回収されないもの
  - d) 長期前払費用
  - e) 賃貸等不動産
    - + 賃貸収益や時価変動による利益の獲得を目的として保有されている土地・建物などの不動産

## 8-2.有形固定資産の取得原価

### 8-2-1.取得方法別の取得原価

- + 購入の場合
  - + 購入代価 + 付随費用
    - + 付随費用
      - + 企業外部で発生するもの（外部副費）
        - + 引取運賃・買入手数料・関税など
      - + 企業内部で発生するもの（内部副費）
        - + 据付費・試運転費など
    - + 資産除去債務
      - + 将来の除去時に必要となる支出額を見積もって割引現在価値を算定し、付随費用に準ずるものとして、資産の取得原価に加算する
- + 自家建設の場合
  - + 原価計算の基準に準拠して算定された製造原価
    - + 製作利益（自家建設＜購入の差額）、製作損失（自家建設＞購入の差額）
      - 考慮しない
    - + 借入金の利息
      - 製造原価に算入してはならない（期間費用として取扱うべき）
    - + 自己資金と借入金とで資産の評価額が異なってはならないため
      - ※ 1対1で明確に対応している場合：使用開始までの期間限定で取得原価に算入できる

## 復習

1. 棚卸減耗には原価性があるものとないものがありますが、それぞれ損益計算書のどの区分に記載されることになるか、その理由も含めて述べなさい。
2. 棚卸評価損による時価評価後の会計処理方法に洗い替え方式と切放し方式がありますが、この2つの方法はどのように適用するのか述べなさい。
3. 有形固定資産には償却資産、減耗性資産、非償却資産、建設仮勘定がありますが、建設仮勘定以外の3つの資産について説明してください。
4. 無形固定資産の例を3つ挙げてください。

## 2012年度秋学期 財務会計

### 【第14回】有形固定資産と減価償却（Ⅱ）

経済学部 山根陽一

1

## 8-2.有形固定資産の取得原価 8-2-2.国庫補助金等で取得した資産

- **国庫補助金**
  - 国や地方自治体からの補助金のうち、固定資産の購入や製作に充当するなど、資本助成の目的で交付を受けたもの（**建設助成金** ※営業活動の助成と区別）
- **工事負担金**
  - 公益企業がサービスを供給するための設備を新規に建設するのに要する工事費を消費者に負担してもらう形で受入れた金銭や資材の額
- 会計処理
  1. 資本剰余金とみてB/Sに計上する見解（資本説）
    - 企業主体理論を基礎（株主から独立した存在）
      - 株主以外からの資金の受入 → 資本として取扱う
      - ※ 利益として取扱う → 配当財源（株主の利益）や課税（矛盾）
      - 企業解散時：最終的に株主に分配
        - 贈与額（国庫補助金等）は株主に帰属する利益
    - ⇒ 回避：圧縮記帳
      - 補助金の額だけ有形固定資産の評価額を減額
      - 贈与等で取得した資産は時価評価という規定と矛盾（例外として取扱）

3

## 8-2.有形固定資産の取得原価 8-2-1.取得方法別の取得原価

- 現物出資の場合
  - ① 受入資産の公正な評価額
  - ② 出資者に対価として交付した公正な評価額
  - いずれかより高い信頼性をもって測定が可能な方の金額
- 交換の場合
  - ① 譲渡資産の簿価（連続意見書三：企業会計）
  - ② 譲渡資産の時価
  - ③ 受入資産の時価（法人税法；税務会計）
    - **圧縮記帳**
      - 同一種類・同一用途の固定資産の取得
        - 交換差益を計上し、同額だけ圧縮損（損金）を計上 ※P170 設例1参照
      - **保険差益**の場合も同様 ※P171 設例2参照
- 贈与の場合
  - ① 支出額がゼロであるから取得原価もゼロ
  - ② 贈与を受けた時点での公正な評価額（企業会計）
  - ※ 国庫補助金や工事負担金がある場合は圧縮記帳可

2

## 8-2.有形固定資産の取得原価 8-2-2.国庫補助金等で取得した資産

- B/Sの表示
    - a) 取得原価から国庫補助金等に相当する金額を控除する形式で記載
    - b) 取得原価から国庫補助金等に相当する金額を控除した残額を記載、国庫補助金等は注記
  - 2. 特別利益としてP/Lに計上する見解（利益説）
    - 贈与額を一挙に利益に計上せず、**繰延利益**とした上で、徐々に取り崩して利益に算入する方法
  - 受入れた補助金と同額の任意積立金を、利益剰余金の処分において設定する方法（**積立金方式**）
    - 積立金を課税所得計算における損金として控除することを認めている
    - 任意積立金は、固定資産の耐用年数にわたって取り崩す
- ⇒ 会計理論上は圧縮記帳方式より積立金方式の方が望ましい

4

## 8-2.有形固定資産の取得原価

### 8-2-3.資本的支出と収益的支出

- 資本的支出と収益的支出の区別
  - 利益額に直接影響を及ぼすという意味で重要
- 資本的支出 (capital expenditure)
  - 当該固定資産の原価に算入
    - 改良のための支出として資産に計上されるもの
      - 耐用年数を延長させる効果を持つ支出
      - 資産価値を増加させる支出
- 収益的支出 (revenue expenditure)
  - 固定資産の原価とせず、支出年度の費用として取扱う
    - 修繕費として費用処理するもの
      - 定期的な補修・修理・部品交換などのための支出

5

## 8-3.減価償却

### 8-3-1.原価配分としての減価償却

- 自己金融効果
  - 減価償却費：資金の流出を伴わない費用項目
  - 減価償却の実施 → 企業内にはそれに相応する額の資金が留保される
- 税務上の特別償却
  - 所定の設備投資を促進させる目的で、特定の機械設備等を取得した場合には、初年度に取得原価の一定割合を課税所得計算における損金として処理
  - 会計処理
    - a) 通常の減価償却と同様の方式
    - b) 引当金の形で特別償却準備金に繰入れる方式
    - c) 利益剰余金の処分として特別償却準備金を積立てる方式
  - 損益計算に影響しないc)の方式を採用するのが妥当

7

## 8-3.減価償却

### 8-3-1.原価配分としての減価償却

- 有形固定資産
  - 生産活動や販売・管理活動に利用され、売上収益の獲得に貢献
    - 取得原価は売上収益に対応づけるため費用配分が必要
    - ↓しかし、物理的に数量が減少しない
- 減価償却 (depreciation)
  - 取得原価から残存価額 (scrap value) を控除した差額を、耐用年数 (service life) にわたって費用として配分
- 正規の減価償却
  - 耐用年数にわたって一定の組織的な方法で費用配分し、資産のB/S価額を同額だけ、毎期継続して規則的に減少させていく手続き
- P/Lへの計上
  - 製造に関するもの → 製造原価 → 売上原価
  - 営業・管理に関するもの → 販売費及び一般管理費

6

## 8-3.減価償却

### 8-3-2.減価償却費の計算要素



- 取得原価
  - 「8-2.有形固定資産の取得原価」参照
- 残存価額
  - 資産の使用可能期間が経過して処分を行うときの売却価格や利用価値
    - 取得原価の10% (財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」)
    - 備忘価額の1円まで減価償却可能 (税務上の規定：2007年4月1日より)

8



## 8-3.減価償却

### 8-3-2.減価償却費の計算要素



- 利用度（理論的には）
  - 総利用可能量のうち各期の利用量に比例して減価償却（実態に則している）
    - 将来の総利用可能量をあらかじめ客観的に推定するのは不可能
- 耐用年数（現実的には）
  - 取得時点で将来の利用可能期間を見積もって決定
    - 通常の維持・補修 + 通常予測される程度の技術革新 + 一般的な機能的原価
  - 税務（＝実務）
    - 計算で用いるべき法定耐用年数を資産の種類と用途別に規定

9

## 8-3.減価償却

### 8-3-3.減価償却費の計算方法

- 定率法
  - 減価償却費 = (取得原価 - 減価償却累計額) × 償却率
    - 償却率 = 1 ÷ 耐用年数 × 所定倍数
      - 所定倍数
        - 2007年4月以降：2.5倍
        - 2012年4月以降：2.0倍 ※200%定率法
    - 加速償却法（accelerated depreciation method）
      - 初期の年度ほど大きな減価償却費が計上されて、未償却残高が急速に減少（P182 図表8-4参照）
- 級数法（sum of the years digits method）
  - 耐用年数に基づいて計算した算術級数を利用する減価償却方法
    - 加速償却法：その程度は定率法の場合ほど急激ではない（P183 図表8-6参照）
- 生産高比例法（production method）
  - 資産の利用度に応じて原価配分を行う減価償却方法
  - 理論的には最も望ましい方法

11

## 8-3.減価償却

### 8-3-3.減価償却費の計算方法



- 減価償却方法
  - 重要な会計方針の一つとして財務諸表に注記
- 定額法
  - 減価償却費 = 取得原価 ÷ 耐用年数
    - 減価償却累計額
      - 減価償却が行われた合計金額
    - 未償却残高
      - 取得原価から向上した残額
  - 直線法（straight-line method）
    - 定額法の未償却残高は時の経過に伴い直線的に減少する（P180 図表8-2参照）

10

## 8-3.減価償却

### 8-3-3.減価償却費の計算方法

- 取替法
  - 取替資産
    - 同種の資産が多数集まって1つの機能を果たす資産群を構成し、老朽品の部分的な取替を繰返すことにより、全体の機能が維持されるもの
  - 取替法
    - 老朽品の部分的な取替が生じるまで、最初の取得原価で資産を計上したまま減価償却を行わず、実際に取替が生じた時点でそれに要したコストをその期間の費用として処理する方法
  - 廃棄法
    - 実際の取替が生じるまで資産を取得原価のままで計上し、取替が生じた時点で廃棄された旧資産の取得原価を費用として処理し、新資産の取得原価を資産の金額に追加する方法
- 欠点
  - 費用の過小計上と資産の過大評価が生じる
  - 取替が特定期間に集中すれば、費用計上も期間的に偏る

12

## 復習

1. 交換や国庫補助金等で取得した資産については、交換差益や国庫補助金等の特別利益と同額だけ当該資産の評価を減額する会計処理を何とよびますか。
2. 減価償却費は資金の流出を伴わない費用項目であるため、減価償却を実施することにより、企業内にはそれに相応する額の資金が留保されることになります。この減価償却が有する資金増加を何とよびますか。
3. 減価償却の計算要素を3つ挙げてください。
4. 企業会計原則で認められている減価償却方法を4つ挙げてください。
5. 定額法のように未償却残高が時の経過に伴い直線的に減少する減価償却方法を何とよびますか？
6. 定率法のように初期の年度ほど大きな減価償却が計上されて、未償却残高が急速に減少する減価償却方法を何とよびますか？
7. 取替資産に対する原価配分方法を2つ挙げてください。

# 2012年度秋学期 財務会計

【第15回】有形固定資産と減価償却 (Ⅲ)  
経済学部 山根陽一

1  
(C) YAMANE Yoichi  
All right reserved

2013/01/25

## 8-3.減価償却 8-3-4.減価償却に関する変更

2  
2013/01/25

- “ 「会計上の変更」
  - “ 耐用年数、残存価額、減価償却方法について、経済環境の変化などの起因で変更が必要になった場合
  - “ 耐用年数・残存価額等の変更
  - “ **キャッチ・アップ方式**
    - “ 変更後の残存価額や耐用年数を最初から適用していたと仮定して再計算
    - “ 再計算した未償却残高と旧来の計算に基づく未償却残高の差額を過年度の修正分として特別損益に計上
    - “ その後は新しい残存価額や耐用年数に従って償却計算を継続
  - “ **プロスペクティブ方式**
    - “ 過年度の償却計算を修正しない
    - “ 変更の影響を変更後の会計期間の減価償却計算に吸収させる
- ⇒ プロスペクティブ方式による

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 8-3.減価償却 8-3-4.減価償却に関する変更

3  
2013/01/25

- “ 減価償却方法の変更
- a) 会計方針の変更とみる見解
- b) 資産の能力の減少パターンに関する見解の変更とみる見解
- “ 区別が困難
- ⇒ **プロスペクティブ方式**
  - “ 過年度の償却計算を修正することなく、変更の影響を変更後の期間で吸収する会計処理
  - “ 変更前の方法が、そのときの状況のもとで適切に選択されたものである限り、過去の償却計算を変更する根拠はないため
- “ 注記
  - “ 変更内容
  - “ 変更を行った正当な理由
  - “ 当期への影響

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 8-3.減価償却 8-3-5.減価償却の記帳と表示 8-3-6.除却と売却

4  
2013/01/25

- “ **直接法**
  - “ **間接法**
- 仕訳方法
- “ 減価償却を行う額だけ、有形固定資産の取得原価を直接的に減少させていく方法
  - “ 減価償却額を「減価償却累計額」勘定に計上
  - “ 有形固定資産勘定は取得原価のまま維持
  - “ 未償却残高は、有形固定資産勘定の金額から減価償却累計額勘定の金額を控除して算定
  - ⇒ **間接法が望ましい**
  - “ 減価償却累計額が把握できる
  - “ 除却
    - “ 未償却残高を**固定資産除却損**として処理
    - “ 価値を有する場合
    - “ その額を見積もって貯蔵品として資産計上
  - “ 売却
    - “ 未償却残高と売却価額との差額を**固定資産売却損**として処理（純額主義の会計処理）
    - “ 企業の付随的活動であるため
  - “ 除却損、売却損益 → 非経常的な性質
- ⇒ 特別損益に計上が原則

(C) YAMANE Yoichi All right reserved



## 8-4. 固定資産の期末評価

### 8-4-1. 減損の意味とその兆候

5  
2013/01/25

#### “ 減損

“ 投資額の完全な回収が見込めなくなった状態  
“ 技術革新や市場環境変化などによって、その資産の収益性が急激に低下すること

#### “ 減損処理

“ 固定資産からの回収可能価額の低下を反映させる  
“ 固定資産の減損に係る会計基準

1. 独立したキャッシュ・フローを生み出すか否かを基準に区分
2. 減損の兆候の有無を検討

- ① 減損が生じている可能性を示す事象  
P/Lにおける営業損益やC/F計算書における営業活動からのC/Fの継続的なマイナス
- ② 事業再編（リストラクチャリング）の実施
- ③ 経営環境の著しい悪化
- ④ 市場価格の著しい下落

3. 兆候がある場合は、将来キャッシュ・フロー（割引前）の合計額を見積もり、その額が帳簿価額を下回れば減損損失を認識

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 8-4. 固定資産の期末評価

### 8-4-2. 減損損失の計上

6  
2013/01/25

4. 帳簿価額を回収可能価額まで減額  
“ 固定資産の投資額の回収  
“ 売却 or 継続使用（有利な方）

- ① 売却による正味売却価額
- ② 継続使用による回収額としての使用価値  
⇒ いずれか高い方

5. 減額分を減損損失として当期の特別損失に計上  
“ 資産グループにのれんが含まれている場合  
“ 減損損失はのれんに優先的に配分  
“ 減損の発生は超過収益力の喪失を意味するため

“ 減損処理後の減価償却  
“ 減損後の新しい帳簿価額を基礎に規則的に実施  
“ 減損の戻し入れは行わない

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 8-4. 固定資産の期末評価

### 8-4-3. 土地の再評価

### 8-4-4. 賃貸等不動産の時価情報

7  
2013/01/25

#### “ 土地の再評価

#### “ 土地再評価法

“ 事業用の土地の時価評価  
1998年3月31日～2002年3月31日までの決算日に1回だけ実施が条件  
“ 仕訳：P192参照

#### “ 土地再評価差額金a/c

“ 純資産の部：評価・換算差額等の1項目として区分掲記  
“ 賃貸等不動産の時価情報の開示

“ 2010年3月末以後終了する年度からB/S本体：取得原価に基づく評価額  
“ 注記：期末の時価、算定方法

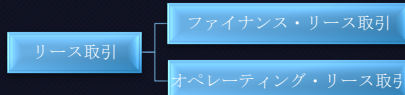
“ 賃貸等不動産  
“ 棚卸資産に分類されている以外のもの  
“ 賃貸収益や時価変動による利益の獲得を目的として保有されている不動産

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 8-5. リース会計

### 8-5-1. リース取引と実質優先の原則

8  
2013/01/25



“ リース取引  
“ ある特定の物件の所有者たる貸手と、その物件の借手との間で締結された契約に基づいて行われる、当該物件の賃貸の取引  
“ ファイナンス・リース (finance lease) 取引  
a) 解約不能  
“ リース契約の中途解約が契約上または事実上において不可能  
b) フルペイアウト  
“ リース物件から生じる経済的利益と使用コストが実質的に借手に帰属  
⇒ 売買取引として処理  
“ (実質優先の原則)  
“ オペレーティング・リース (operating lease) 取引  
“ a), b)を満たさないもの  
⇒ 賃貸借取引として処理

(C) YAMANE Yoichi All right reserved



## 8-5.リース会計 8-5-2.ファイナンス・リースの会計処理

9  
2013/01/25

### リース資産の取得原価

- “ファイナンス・リース取引
- “通常の売買取引に準じて会計処理
- “リース物件の使用収益から経済的利益を享受する権利を得た
  - 資産計上
- “リース期間にわたってリース料を払い続ける義務を負担
  - 負債計上

※リース料総額 ≠ リース資産、リース債務

- “リース期間：長期
- “リース料：多額の利息部分が含まれる
- “同一資産
- “通常の購入とリースで異なった価額で計上はおかしい

- “リース資産、リース債務の評価額
- “リース料総額から利息相当額を控除して算定 (P195：図表8-8参照)

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 8-5.リース会計 8-5-2.ファイナンス・リースの会計処理

10  
2013/01/25

### リース料の決定

- “物件の購入価額に所定額を加算
- “加算額
- “リース会社が提供する金融機能への報酬としての利息相当額
- “利息控除後の額
- “リース会社による物件の購入価額
- “リース物件の借手が知ることができない場合
  - 借手自身が購入すると仮定して見積もった購入価額で代用
  - or 将来C/Fの割引現在価値の考え方を利用して、リース料総額の割引現在価値としても計算できる

- “割引率
- “貸手の計算利子率
- “知ることができない場合
  - 借手の追加借入利子率

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 8-5.リース会計 8-5-2.ファイナンス・リースの会計処理

11  
2013/01/25

### リース資産の償却

- “決算ごとに減価償却
  - “リース料の支払
  - “リース債務の減少記録
    - “支払リース料の全額がリース債務の減少額となるわけではない
  - “支払リース料
    - “リース債務の元金返済部分
    - “利息相当額
  - “区分して仕訳
- ※利息相当額：利息法で計算

(C) YAMANE Yoichi All right reserved

## 復習

12  
2013/01/25

1. 耐用年数や残存価額等の変更の会計処理方法を2つ挙げてください。
2. 減価償却の仕訳方法を2つ挙げてください。
3. 有形固定資産の除却損や売却損益を特別損益に計上する理由を述べてください。
4. 減損損失を計上する際の回収可能価額はどのように算定するか述べてください。
5. ファイナンス・リース取引の要件を2つ挙げてください。

(C) YAMANE Yoichi All right reserved